

第6章 アメリカの大学における給付型奨学金戦略

1. 研究の背景と目的

小林（2008）は「無理する家計」の実態を紹介し、処方箋の一つとしてわが国における給付型奨学金の制度の拡充を提唱した。公共政策の観点から給付型奨学金制度の創設を検討する必要性は当然のこととしても、個別大学における給付型奨学金の拡充のあり方をあわせて検討し、両者の組み合わせによる学生支援の強化を図ることがより現実的な選択肢であろう。

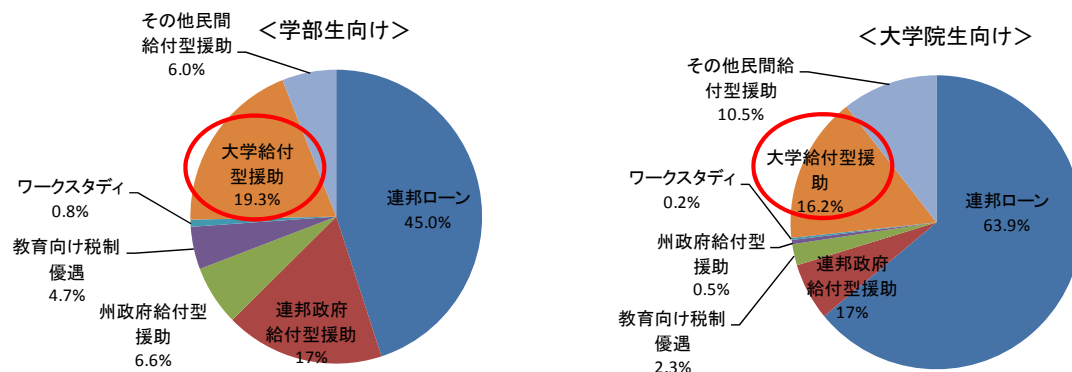
そこで、本章はアメリカの大学が独自に提供する学内給付型奨学金（institutional financial (grant) aid）について個別大学の財務戦略の観点から取り上げ、その実態、考え方を紹介するとともに昨年来の金融経済危機の影響と対応に言及し、わが国への示唆を探ることとしたい¹。

2. 大学の財務戦略上の位置づけ

2-1 アメリカにおける給付型奨学金の全体像

アメリカにおける学生援助を 2008 年度時点で金額ベース・事業主体別にみると、大学が提供している給付型奨学金は連邦政府ローンに次ぐ規模を誇り、学部生向けで全体の 19.3%、大学院生向けで全体の 16.2%をそれぞれ占めている（図 6-1）。大学の提供する給付型奨学金は、政府による給付型奨学金と同様にニードベース（支払能力基準または奨学基準）とメリット（ノンニード）ベース（能力基準または育英基準）に大別される。

図 6-1 アメリカにおける事業主体別学生援助（2008 年度）



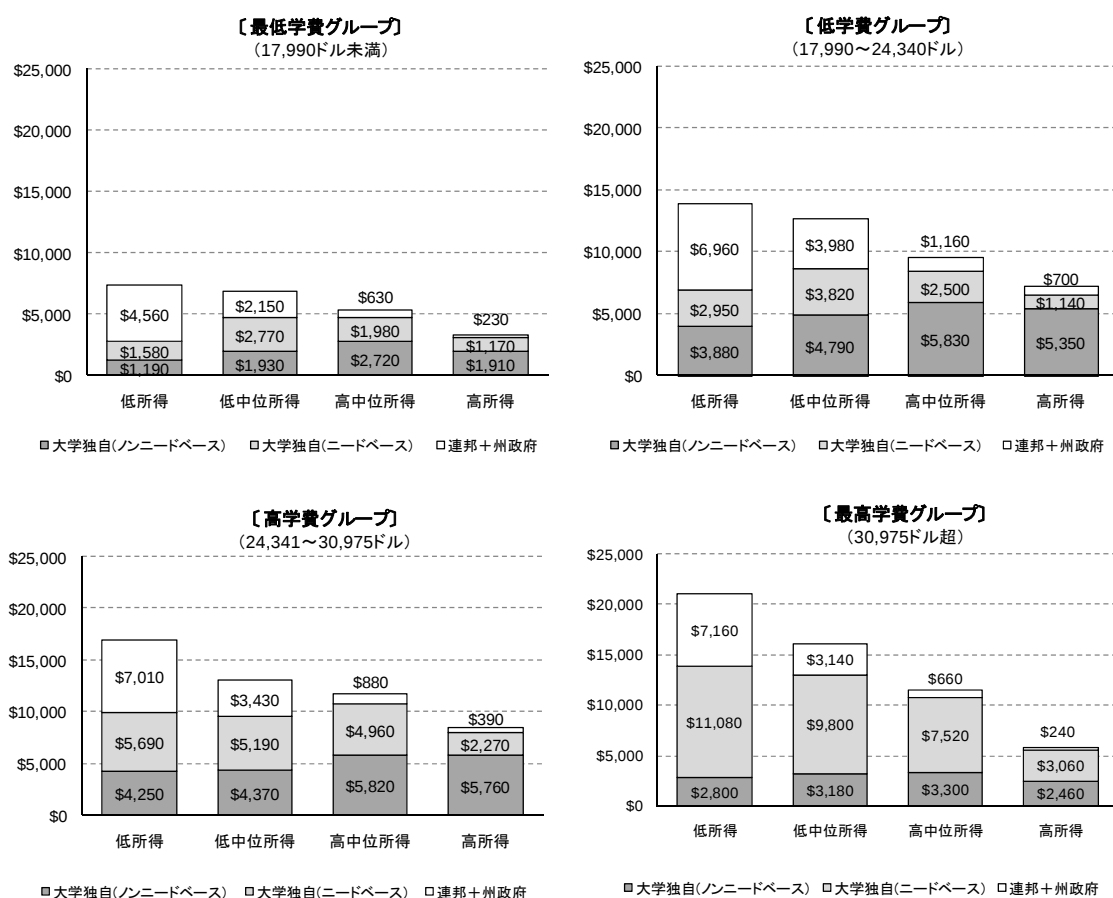
（注）金額ベース。

（出所）CollegeBoard, *Trends in Student Aid 2009* より野村證券法人企画部作成。

図 6-5 は、アメリカの私立 4 年制大学における給付型奨学金の平均値を授業料水準別にみたものであり、給付型奨学金の提供形態が授業料・手数料の水準によって異なっていることが伺える。給付型奨学金は、年間 30,975 ドル超の最高学費グループの大学において授業料・手数料の 25% を、年間 17,990 ドル未満の最低学費グループの大学において 35%をそれぞれカバーしている。最高学費グループの大学ではどの所得層においてもニードベースの奨学金の給付額がノンニードベースの奨学金のそれを上回っている。これに対し、その他の学費グループの大学では高中位所得と高所得の学生向けについてノンニードベースの奨学金がニードベースのそれよりもいず

れも多くなっている。これは、最高学費グループにおいて合否判定で所得を考慮しない方針（need-blind policy）を採用している大学が多いのに対し、それ以外のグループの大学ではメリットベースの奨学金を学生獲得競争の観点、言い換えるとエンロールメント・マネジメント（後述）の観点から活用していることが反映しているものと推察される。また、1993 年度と 2004 年度の同様のデータを比較したボーム（2008）によれば、給付型奨学金が所得の高い学生層に手厚く配分されるとの傾向が強まっているという。

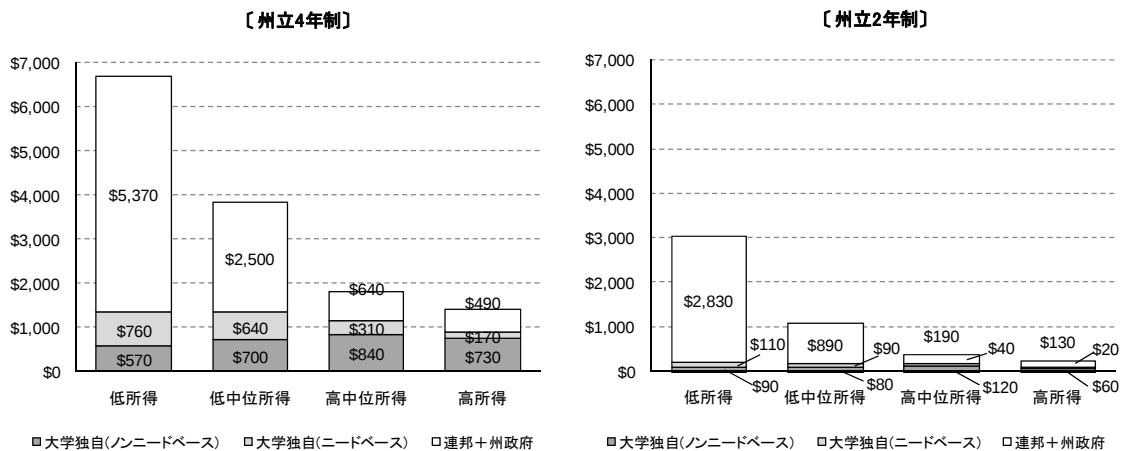
図 6-2 学費水準別にみたアメリカの私立 4 年制大学における給付型奨学金の平均値



（出所）CollegeBoard（2009）より野村證券法人企画部作成。

なお、州立大学では高所得、高中位所得層において大学の給付型奨学金が 3 分の 2（4 年制）、半分（2 年制）をそれぞれ占めているものの、低所得層では連邦・州政府の給付型奨学金が多くを占めている（図 6-3）。

図 6-3 学費水準別にみたアメリカの州立大学における給付型奨学金の平均値



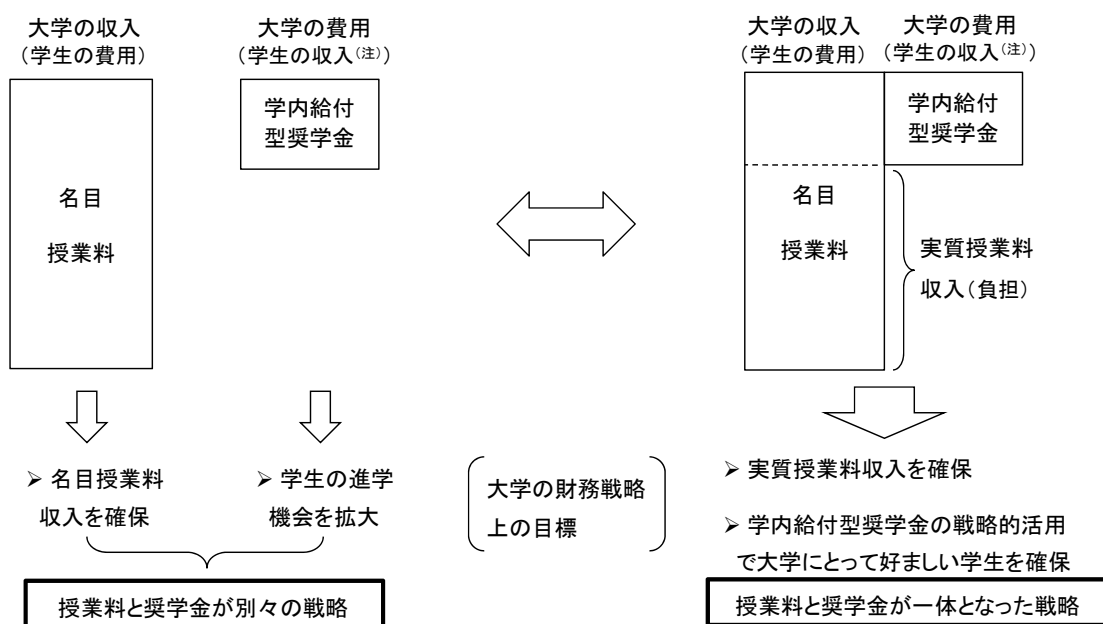
(出所) CollegeBoard (2009) より野村證券法人企画部作成。

2-2 アメリカの大学における授業料割引戦略の考え方²

アメリカの大学においても、私立大学において資力のある一部の大学を除き授業料がもつとも大きな収入項目である点で日本と変わりはない。アメリカの大学では、1990年代に高等教育の費用の高まりが定価授業料 (list price, sticker price) の上昇を招き、そのペースが物価水準に比べ速かったことが世論の批判を浴びた。このため、定価授業料を引き上げる一方学生に大学の独自奨学金を中心とする学生援助を個別に適用することで学生の実質授業料負担を軽減し「大学にとって好ましい学生を確保する」とともに「大学の収入の確保を図る」という「授業料割引 (tuition discounting)」戦略が次第にアメリカの大学の間で普及することとなった。

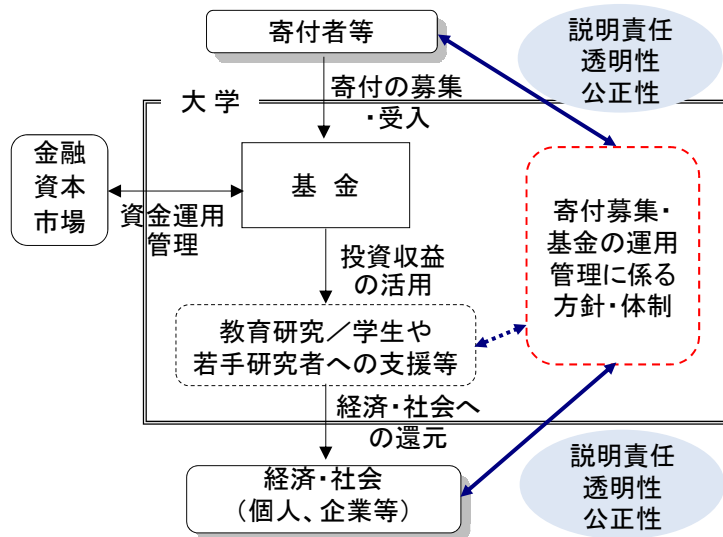
授業料と学生援助の財務戦略上の位置づけの日米の違いを極めて単純化すると図 6-4 のように整理される。授業料を収入項目、学生援助を費用項目とそれぞれみなした場合、従来日本の大学では授業料収入の確保が目指される一方で、学生援助は福利厚生の一手段としての位置づけであり、授業料と学生援助が別個の戦略としてとらえられていた。これに対し、アメリカの大学は学生援助を大学にとって好ましい学生を獲得する戦略的な手段と位置づけるとともに、定価授業料収入から学生援助を控除した実質授業料収入の最大化も同時に目指している。この「授業料と学生援助が一体となった戦略」が授業料戦略であり、高等教育費用の高まりの中でトータルコストを抑制し、かつ一定の質を備えた学生の確保を目指すために、アメリカの大学が生み出した方策といえる。

図 6-4 財務からみた授業料割引戦略



(出所) ボーム・ラポフスキー (2009)、4 ページ。

図 6-5 寄付の拡大再生産プロセス



(出所) 片山 (2009)。

重要なのは、授業料割引戦略が単なる授業料の値下げとは異なるという点である。授業料値下げはすべての学生を対象とした一律のものであるのに対して、給付型奨学金による割引は奨学金を支給する特定の学生に限定される。このため、大学は一律の授業料値下げより純収入（収入－支出）を増やすことができるとされる。従って割引率（名目授業料・手数料収入に占める給付型奨学金の割合(%)）も一律である必要はない。むしろ、大学が獲得しようとする学生に応じて異なる授業料を設定できるのがこの戦略の大きな特徴である。

アメリカの大学ではこの給付型奨学金の原資に授業料等の経常収入の一部があてられることが多いものの、ハーバードやスタンフォード、ウィリアムズ、ウェルズリーといった上位のリサーチ・ユニバーシティやリベラルアーツ・カレッジでは潤沢な寄付の受入と積極的な基金の運用管理から生み出された運用益が給付型奨学金をはじめとする学生支援や教育研究支援の取り組みを支えている。これは、いわゆる「寄付の拡大再生産」プロセスの一部といえる（図 6-5）。

表 6-1 は、寄付の拡大再生産プロセスを数値で示している。縦はアメリカでよく使われる『US ニュース』のランキングであり、ナショナル・ユニバーシティ、いわゆる総合大学、大学院中心の大学とリベラルアーツ・カレッジ、一般教養中心の 4 年制大学、それぞれ上位 3 校を掲げている。横には、学生数、寄付募集、基金、基金の活用と並んでいる。基金の活用に注目しハーバードの例を引用すると、「授業料・手数料」A は 1 年間に学部学生が負担すべき金額で 3 万 3,709 ドルととてつもなく高い数字であるものの、基金の運用益をもとに大学が独自に提供する給付型奨学金 B については受給学生割合が学部生全体の 52%、半分以上がこの独自奨学金を受け取っており、かつ、平均受給額は 2 万 8,582 ドルである。すると、学生のネットベースの負担額、A マイナス B は 5,127 ドルとなり、これは日本の国立大学の大学院の学生納付金とほぼ同水準である。アメリカの大学の名目授業料は高いものの、寄付の拡大再生産の成果としての奨学金が学生の実質負担をかなり引き下げている一つの例といえよう。

表 6-1 アメリカの大学における寄付の拡大再生産の例

総合 順位	大学名	学生数 (2007 年 秋期)	寄付募集		基金	基金の活用			A-B
			学生当 り寄付 受入額 (ドル)	寄付 参加 率	学生当 り基金 残高(万 ドル)	授業料・ 手数料 (ドル) A	大学独自奨学金		
							受給学 生割合	平均受 給額(ド ル)B	
(ナショナル・ユニバーシティ)									
1	ハーバード大学	25,690	23,900	21.0%	135	33,709	52%	28,582	5,127
2	プリンストン大学	7,261	31,755	45.1%	217	33,000	55%	26,601	6,399
3	イエール大学	11,454	34,164	31.4%	197	33,030	41%	26,772	6,258
(リベラルアーツ・カレッジ)									
1	アマーフト大学	1,683	15,988	56.1%	99	34,280	54%	29,624	4,656
2	ウィリアムズ大学	2,073	23,089	52.9%	91	33,478	46%	29,012	4,466
3	スワースモア大学	1,491	12,453	46.1%	97	33,232	49%	25,076	8,156

(注) 総合順位は「USニュース&ワールドレポート」における2009年大学ランキング。学生数、授業料・手数料、学内奨学金の数字はIPEDS（2006-2007年）、基金の数字はNACUBO（2007年）、寄付の数字はCAE（2007年）による。授業料・手数料には書籍その他や住居費・食費が含まれない。大学独自奨学金は学部生向け。

(出所) USNews.com、IPEDS(Integrated Postsecondary Education Data System)、ACE、NACUBO資料より野村證券法人企画部作成。

一般に、アメリカの大学の理事会における授業料割引に関する検討事項としては、図 6-6 のような事項があげられる。

まず、学生援助に関する基本方針の策定には理事会が関与し、大学が必要とする学生の特徴と

財政状況、過去の実績等を勘案する。給付対象としては、

- ー国内の学生か留学生か
- ー奨学（ニードベース）か育英（メリットベース、ノンニードベース）か
- ー連邦・州政府の奨学金、政府や民間のローンとどう組み合わせるか
- ー少人数に手厚く提供するのか、それとも薄く広く提供するのか

といった点があげられる。ただ、独自奨学金の給付に関する方針が授業料やアドミッション・ポリシーとのリンクを考慮した形で策定されている点は注目されるべきであろう。

図 6-6 アメリカの大学理事会における授業料割引に関する検討事項

- 当学は、フル稼働状態にあるか。
- 当大学の学生は、経済的に、人種的に、倫理的に、地理的に、また性別や能力でみてどのような状態にあるか。我々はこのバランスを適切と捉えているのか、それとも変えたいのか。
- 現時点での、当大学の学費の設定や奨学金、割引方針はどうなっているか。この方針は、エンrollmentや構成にどう影響しているか。
- 当大学が理想とするエンrollmentに関する目標を達成するために、どのような戦略をたてれば学生の規模や構成を変えていくことができるか。
- 学費の実質収入（奨学金支出を控除した授業料収入）を増やさねばならない状況にあるか。エンrollmentに関する目標に悪影響を及ぼさず、どうやって増やせるのか。
- 当大学のエンrollmentに関する目標を達成する上で、プログラムや施設にどう手を加えたらよいか。それにはどれだけの費用を要し、効果があらわれるまでにどれだけの時間を要するのか。
- 我々のエンrollmentと実質収入の目標を達成するためには、奨学金支出の増加とカリキュラム・施設向けの支出の増加の間でどうバランスをとったらよいか。
- 学費の大幅な引上げ/引下げは入学者数にどのように影響するか。
- 学費の設定と奨学金の方針は、当大学の価値を反映したものとなっているか。
- 理事会は何を評決すべきか。学費か、それとも奨学金方針か。あるいは割引率や学費の実質収入か。

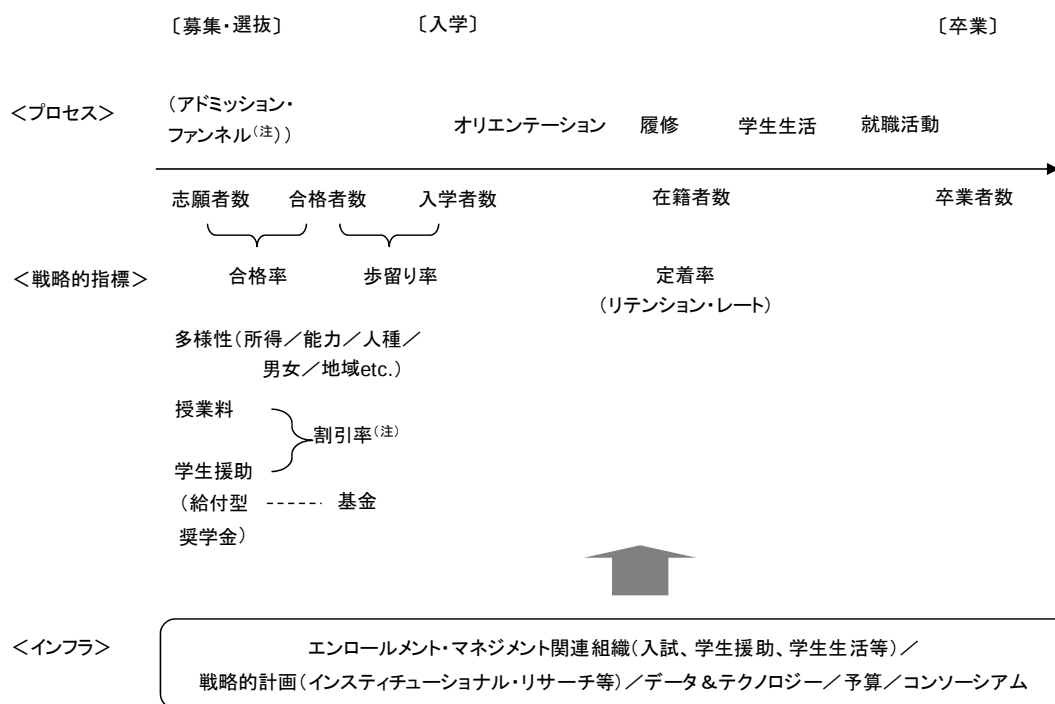
（出所）Lucie Lapovsky, “Tuition Discounting and Prudent Enrollment Management”, *AGB Priorities*, Fall 2004 より野村證券法人企画部作成。

2-3 アメリカの大学における授業料割引戦略の適用の実際

アメリカの大学における授業料割引戦略は、エンrollment・マネジメントの一部と位置づけられる。エンrollment（enrollment）は、わが国では「入学者」の文脈でとらえられることが多いものの、アメリカではアドミッションに限らず「エンrollment・マネジメント」（enrollment management）に関連する計画を指す。エンrollment・マネジメントとは、「入学から卒業まで、学生の個性を見ながら、それぞれの目的やサービスに沿ったプログラムやサービスを提供し、支援していくマネジメント」³、あるいは「自分の大学のエンrollmentにより大きな影響を及ぼすことを可能にするための運営上の概念と一連の行動様式。エンrollment・マネジメントは、戦略的計画による運営とインスティテューショナル・リサーチによる支援を得ながら、学生による大学の選択やリテンション、成果を対象とする取り組みである。このプロセスは、エンrollmentや学生の定着率、学生の成果に影響を及ぼすような学生の募集

や学生援助、学生サポートサービス、カリキュラムの策定やその他教学分野といった大学の事業を先導すべく追求されるものである」⁴等と定義される（図 6-7）。

図 6-7 エンロールメント・マネジメント



(注) アドミSSION・ファンネル (admission funnel) は募集から出願、合格、入学に至るプロセスを指し、プロセスと共に人数が減少する形がじょうご (ファンネル) に似ていることに由来する。

(出所) 野村證券法人企画部作成。

エンロールメント計画に関しては、(i) 施設の整備やプログラムの設計、教員数に影響する「規模」、(ii) 大学として入学が望ましいと考える学生の能力や経済力といった「学生の属性」、(iii) 大学院生と学部生の比率や寮生と通学生の比率、学生のその他の特徴、(iv) 授業料・手数料と学生援助（奨学金）のバランス、といった要素が重要とされる。このうち、(iv) はまさに「授業料割引」の検討事項であり、そこでは授業料の変更に伴うエンロールメントへの影響や経済環境が授業料の支払能力に及ぼす影響等が分析の対象となる。

では、アメリカの大学はどのような方法で各学生に給付型奨学金を割り当てるのであろうか。ラポフスキー、ボーム（2009）は次のように述べている。純授業料収入の適切な配分を見極めるには、個々の学生について可能な限り多くの情報を得ることが重要である。志願者は、それぞれの学力面の適性やリーダーシップ能力、学力その他の関連する特性に応じてランク付けすることができる。こうしたランク付けは、リーダー・レーティング (reader rating；査読者によるランク付け) と呼ばれることが多い。各学生は、大学によって異なる評価付けがなされることになるので、ある大学にとって非常に望ましく「A」の評価を受けた学生であっても、他の大学にとってはそれほど望ましい学生ではなく「D」としてランク付けされる場合もある。

図 6-8 リーダー・レーティングによる志願者層の分析

リーダー・レーティング	A	B	C	D	合計
志願者数	300	600	600	500	2000
合格者数	300	600	550	200	1650
合格率	100%	100%	92%	40%	83%
入学者数	135	120	130	80	465
歩留り率	45%	20%	24%	40%	28%
割引率	75%	38%	15%	30%	41%

(出所) ラボフスキー、ボーム (2009)、10 頁。

図 6-8 は、ある架空上の大学のリーダー・レーティングの例を示している。この大学には 2,000 人の志願者がおり、A (大学としてもっとも入学させたい) から D (もっとも魅力的ではない) まで 4 つにランク付けを行っている。大学側は合計 1,650 人、A と B の学生については 100%、C については 92%、D は 40%をそれぞれ合格させている。合格した学生が全員入学するわけではなく、入学した学生の割合 (歩留り率) (yield rate) は 28%であった。選択肢の多い A の歩留まり率がもっとも低いように思われるが、実際には 45%と B、C、D に比べて高くなっている。これは、大学が A に対し 75%という高い割引率を提供しているからであり、A は平均して定価の 25%しか払っていないことになる。大学としては、A の割引率を高めることで優秀な学生に入学してもらい、学生の質が上がることで大学としてのランキングも上がるのではないかと考えているわけである。もっとも、A の割引率が高すぎる、もっと B や C に援助を振り向けて A に比べて低い歩留まり率を高めるべきという考え方もありうる。大学側はこのような分析を行いつつ、翌年度の方針を見直すこととなる。

リーダー・レーティングで用いられているマトリックスの例として、ニューヨークのペース大学 (Pace University) のそれをあげておきたい (表 6-2)。同大学はニード (学費と家計の支払能力のギャップ) と学業能力 (CGPA) の二つを給付型奨学金の配分基準に据えており、これら二つの要素がマトリックスの縦軸と横軸に配置されている。縦軸では、上にいくほどニードが高く、下にいくほど低くなる。一方、横軸の学業能力については左ほど高く、右ほど低い。ペース大学はニードを 6 つのカテゴリー、学業能力を 5 つのカテゴリーに分類しているため、30 のセルが生じることとなる。そして、志願者層を 30 のカテゴリーに機械的に割り振っていく。

表 6-2 リーダー・レーティング: ペース大学(Pace University)の例

支払能力(ニード) ↓ 学業能力(CGPA) →		高 ← → 低				
		レベル1	レベル2	レベル2B	レベル3	レベル4
高 ↑ ↓ 低	ニードが非常に高い(Very High) 41,400ドル以上	セル1 52%	セル2 49%	セル3 47%	セル4 42%	セル5 25%
	ニードが高い(High) 36,100ドル以上41,100ドル未満	セル6 57%	セル7 55%	セル8 52%	セル9 46%	セル10 25%
	ニードが多い(Plenty of) 33,000ドル以上36,100ドル未満	セル11 62%	セル12 58%	セル13 55%	セル14 50%	セル15 25%
	ニードが中程度(Medium) 25,500ドル以上33,300ドル未満	セル16 65%	セル17 60%	セル18 58%	セル19 51%	セル20 25%
	一定程度のニード(Some) 13,300ドル以上25,500ドル未満	セル21 71%	セル22 61%	セル23 59%	セル24 51%	セル25 25%
	ニードが低い(Low) 13,300ドル未満	セル26 0%	セル27 0%	セル28 0%	セル29 0%	セル30 0%

(出所) ペース大学資料より野村證券法人企画部作成。

同大学は、各セルの志願者層にどの程度の割引率を適用するかについて過去のアドミッション・ファンネルの形状、言い換えれば入試における合格率や歩留り率の実績や大学の求める学生構成と学費収入(財政面)を考慮しつつシミュレーションを行い、最適と考えられる割引率を決めていく。たとえばセル1の割引率は52%、すなわち学費の48%に該当する金額の給付型奨学金が支給されており、セル21に対し適用される割引率は71%にも達する。一方で、セル26～30に対しては割引が全く適用されておらず、これらのカテゴリーの学生が入学する際には定価授業料を支払うこととなる。

2-4 マサチューセッツ工科大学における給付型奨学金戦略

先に述べたように、アメリカの大学が授業料割引戦略を採用する背景には様々な目的や動機があり、その全てを概観するのは困難である。また、給付型奨学金の戦略は学外に公開されることはめったにない。マサチューセッツ工科大学(MIT; Massachusetts Institute of Technology)が2008年3月に上院財政委員会に提出した回答書は、同大学の給付型奨学金戦略に関する情報を比較的多く含んでいることから、一つの事例として紹介する⁵⁾。同大学の給付型奨学金戦略がアメリカの大学のそのの必ずしも典型例ではないことをあらかじめお断りしておきたい。

表 6-3 マサチューセッツ工科大学の概要

所在地／創立年		ケンブリッジ(MA)／1865年
USニューズランキング ^(注1)		4位
エンロールメント	・在籍者数(08年秋期)	10,299名(うち学部4,153名)
	・学部授業料(09年度)	36,390ドル
	・合格率・歩留り率	合格率12%、歩留り率66%
	・学生対教員比率	8対1
	・男女学生比率	男子55%、女子45%
	・人種構成	白人37%、アジア/ハワイアン/太平洋諸島系25%、ヒスパニック/ラテンアメリカ人12%、非居住者外国人9%、黒人/アフリカ系アメリカ人8%等
	・進級・卒業	定着率98%、卒業率94%
学内給付型奨学金	・被援助学部生の割合	58%
	・学部生平均受給額	26,716ドル
財政(08年度決算)	・経常支出合計	24億6,129万ドル
	・授業料収入比率 ^(注2)	8.2%
寄付募集(07年)・基金(08年)	・寄付受入額合計	3億2,916万ドル
	・寄付主体別構成	個人84.8%、企業等15.2%
	・卒業生による寄付	卒業生数12万1,735人、寄付参加率27.2%
	・基金残高(2008年)	100億6,880万ドル

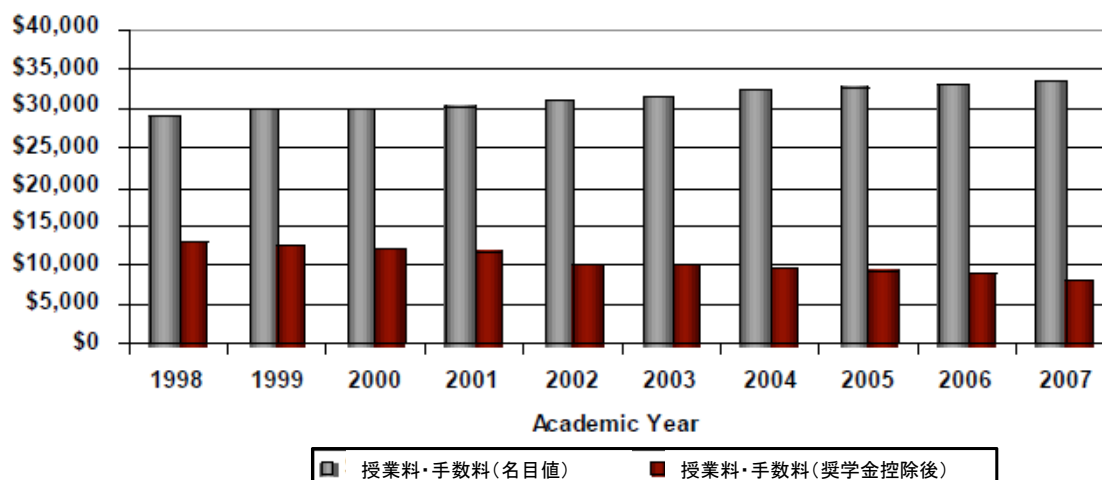
(注1) ナショナル・ユニバーシティ部門の2010年ランキング。

(注2) 授業料・手数料収入(学生援助控除後)の経常収入合計に対する比率。

(出所) 米国教育省、Council for Aid to Education、NACUBO及び同大学財務年次報告書より野村證券法人企画部作成。

マサチューセッツ工科大学は、US ニューズランキングのナショナル・ユニバーシティ部門(2010年)で4位と、アメリカでもトップクラスの大規模リサーチ・ユニバーシティである。09年度の学部授業料は3万6,390ドルと高いものの、学部生全体の58%が給付型奨学金の支給を受けており、平均額は2万6,716ドルである。従って、連邦政府や州政府の奨学金等を考慮しないベースでも、学部生の実質的な授業料負担は9,674ドルにとどまる(表6-3)。

図 6-9 マサチューセッツ工科大学における授業料・手数料の推移



(出所) マサチューセッツ工科大学 (2008年) より野村證券法人企画部作成。

MIT の名目 (定価) 授業料と実質授業料 (奨学金控除後の名目授業料) の推移を示したのが、図 6-9 である。同大学は次のように述べている。「授業料の値上げを上回るペースで給付型奨学金を増やしているため、インフレ控除ベースでみると学生の実質授業料・手数料負担は減少傾向にある。1998 年と 2007 年の間に、MIT は学部生を対象としたニードベースの給付型奨学金を二倍以上に増額した。」「08 年度の給付型奨学金予算は 6,600 万ドル超。」

このような給付型奨学金の充実に対する積極的な姿勢の背景には、同大学の明確な給付型奨学金方針がある。そのポイントは次の四点に集約されている。

- (1) 当大学の援助方針は「MITの入学に要する費用が入学資格を有する学生にとって障壁とならないこと」という中核をなす価値観に基づいている。
- (2) 当大学の援助方針は単純明快である。
- (3) 当大学の援助方針は、学部生の経済上のニーズに全て応えるものである。
- (4) 当大学の援助方針は、実績面で成功を収めている。

(1)について、MITは「教育の実施に要する費用の半分未満に授業料を抑え補助を行っている。入学志願者の80%が学生援助を申請していることから分かるように、志願者は当大学が授業料の支払能力でなく志願者の強みや能力、可能性ならびに奨学金で経済上のニーズに全て応えていることを理解している」と述べている。また、(2)の具体的な援助方針としては、「両親の所得や資産、支出や債務ならびに金融資産への依存度合い、現在と将来双方の教育費用を考慮している。当大学は、世帯の支払能力と当大学の総価格 (授業料、手数料、寮費、食事代、書籍、必需品、個人消費や旅費) のギャップを全て満たしている」との記述がみられる。

また、MIT は給付型奨学金の学部生への割当状況も上院財政委員会への回答書の中で明らかにしている (図 6-9、表 6-4)。図 6-9 は、同大学が学部生に対して適用している授業料の割引率の分布を示している。たとえば「割引率 100%以上の学生が 16%」は授業料を全く払っていない

学生が 16%いることを、「割引なしの学生が 42%」ということは定価授業料を払っている学生が 42%いることをそれぞれ意味している。表 6-4 は同じ割当状況を割引の適用されている学部生の所得分布別に示している。

図 6-10 マサチューセッツ工科大学における給付型奨学金の割当状況(1)
〔学部生における授業料割引率の分布〕

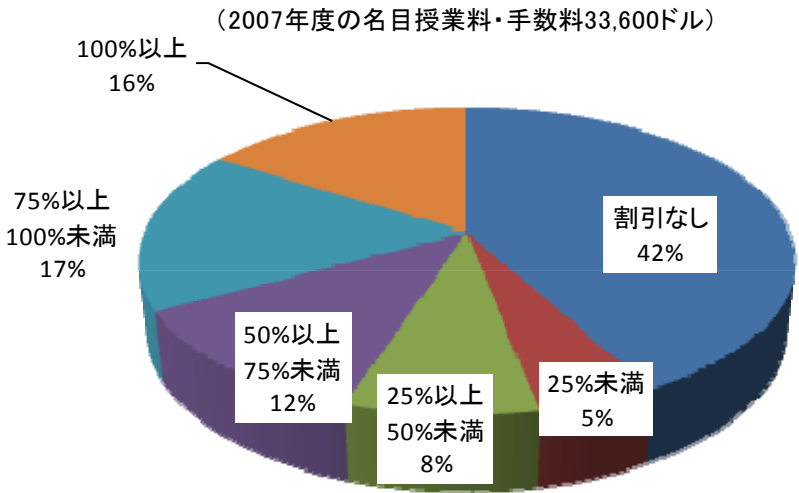


表 6-4 マサチューセッツ工科大学における給付型奨学金の割当状況(2)
〔学部生の世帯所得別分布と平均割引率〕

世帯所得	全学部生に占める割合	割引率
2.5万ドル未満	9%	101%
2.5-5万ドル	8%	95%
5-7.5万ドル	11%	89%
7.5-10万ドル	11%	75%
10-12.5万ドル	9%	60%
12.5-15万ドル	6%	43%
15-17.5万ドル	3%	35%
17.5-20万ドル	2%	29%
20万ドル超	1%	24%

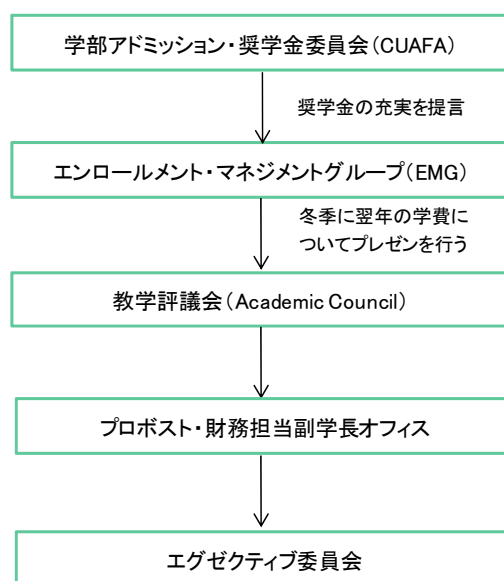
(出所) マサチューセッツ工科大学 (2008年) より野村證券法人企画部作成。

では、こうした給付型奨学金の給付はどのようなプロセスで決定されているのでしょうか。図 6-10 は、MIT における給付型奨学金の決定プロセスを示したものである。最初に、学部・アドミッション・奨学金委員会 (CUAFA) で奨学金に関する方針の検討がなされる。CUAFA は教員団 (faculty) の常設委員会であり、アドミッション・オフィスと奨学金オフィスに対し方針策定の責任を有している。同委員会は教員 6 名、学部生 3 名、大学院生 1 名、学部生部長や

入試部長、学生金融サービスエグゼクティブディレクター、学部生部長が任命する者 1 名で構成されており、学生の選抜プロセスに加え学生募集や歩留り率もカバーしているとのことである。

CUAFA は、エンロールメント・マネジメントグループ（EMG）に奨学金の充実を提言する。同グループでは学部生部長が議長を務め、CUAFA の教授や学内の幹部職員がメンバーに顔を連ねている。そして、毎年(1)授業料や手数料、寮費の引き上げや(2)奨学金方針の変更、(3)新入生規模の目標に関して提言を行っている。

図 6-11 マサチューセッツ工科大学における給付型奨学金の決定プロセス



（出所）マサチューセッツ工科大学（2008年）より野村證券法人企画部作成。

冬季になると、EMG は教学評議会（Academic Council）に対して翌年の授業料についてプレゼンテーションを行う。教学評議会では学長が議長を務め、学内の幹部職員と公選の教員で構成されている。同評議会は大学の方針を協議する目的で週一回のペースで会合を開催し、学部生自治会長と大学院生自治会長をゲストとして招聘したりしている。評議会で決定した事項を受けてプロボスト（教学担当責任者）・財務担当副学長オフィスは理事会のエグゼクティブ委員会（executive committee）向けに予算案を作成する。

MIT の理事会（corporation）は卒業生を中心とした 74 名の理事で構成され、その部会として理事会に関連するあらゆる事項の一般事務管理に責任を有するエグゼクティブ委員会が設置されている。エグゼクティブ委員会では学長が議長を務め、理事 8 名と理事会議長、財務部長がメンバーとなっている。このほか、プロボストと理事会秘書、顧問弁護士が常任アドバイザーを務めている。同委員会は、予算や財務計画、大学の資源の管理や充実に関する検討にかなりの時間を投入している。2 月の会合では、授業料と奨学金の提言内容を検討し、授業料・奨学金方針を議決。3 月の会合でのレビューを経て学外に公表するというプロセスを踏んでいる。

以上のようなプロセスを経て策定された奨学金の給付方針について、MIT はウェブ等を通じたコミュニケーションにも注力している。同大学によれば、ダイレクトメール、入試担当職員と地

元卒業生による高校訪問、ピア校との旅行、一般向けデイリーツアーや情報セッション、入学前段階の学生向けアピールブログ等、「伝統的な手段と新しい手段の双方を用いて志願者とのコミュニケーションを実施」しているという。そして、奨学金の申請に関して分かりやすい情報をホームページに記載していると述べている。同大学の学生金融サービスに関するホームページを見ると、給付型奨学金の提供に関する方針と資金源が明確に記載されている。また、学生の実際のサクセスストーリーを掲載しており、非常に効果的とのことである。以下に同ホームページに掲載された例を抜粋したい（<http://web.mit.edu/sfs/students/doyle.html>）。

図 6-12 マサチューセッツ工科大学における給付型奨学金の給付方針のコミュニケーション

The image shows a screenshot of the MIT Student Financial Services website. The main navigation bar includes links for FINANCIAL AID, LOANS, SCHOLARSHIPS AND GRANTS, BILLS, and STUDENT JOBS. The 'SCHOLARSHIPS AND GRANTS' section is highlighted. Below this, there is a section titled 'MIT SCHOLARSHIPS FOR UNDERGRADUATES'. This section contains three main parts: 'Getting a scholarship', 'Where the money comes from', and 'MIT scholarships comprise more than 80% of the financial aid that MIT undergraduates receive'. Annotations are provided for each part, explaining the application process, the sources of funding (charitable gifts, alumni funds, endowment), and the impact of the scholarships on the financial aid package.

MIT Student Financial Services

Search SFS only ☐ All MIT

Forms and Publications | Glossary | Site Map | About Us | Contact

SCHOLARSHIPS AND GRANTS

MIT Scholarships

Federal grants

State scholarships

Outside scholarships

Scholarships & Grants

MIT SCHOLARSHIPS FOR UNDERGRADUATES

We refer to the grant money offered directly by the Institute as an MIT scholarship even though we award it based solely on financial need.

Getting a scholarship

If you're interested in receiving a MIT scholarship for undergraduate study, you need to **apply for MIT financial aid** each year. MIT awards all undergraduate financial aid on the basis of your family's financial need, so if you qualify for financial aid, you'll automatically be considered for an MIT scholarship. Undergraduates are eligible to receive a scholarship in an amount up to the **price** minus the sum of the **expected family contribution** and the **self-help level**.

Where the money comes from

MIT scholarships come from two sources – charitable gifts to MIT, and Institute funds that can be spent on any purpose. Individuals including alumni give us funds for undergraduate scholarships; we invest them as part of MIT's endowment so we can help undergraduates for generations to come. Some of our donors set various preferences or conditions over and above financial need, specifying who can receive a scholarship from that fund. We currently have more than 900 of these endowed and gift funds.

MIT scholarships comprise more than 80% of the financial aid that MIT undergraduates receive. This differs significantly from the national trend where student loans are the predominant form of undergraduate financial aid. Approximately six out of every 10 undergraduates receive an MIT scholarship. The average amount per student in 2005-06 was \$23,000.

給付型奨学金の受給

学部生の勉強向けのMITの給付型奨学金の受給に興味をお持ちの場合は、毎年申請を行う必要があります。当大学は、皆様のご家庭の経済状況を踏まえ全学部生を対象に奨学金を提供しています。学部生は、学費と世帯期待拠出額プラス自助努力の差額を上限に給付型奨学金を受給する資格を有します。

資金源

MITの給付型奨学金の資金源は、MITへの寄付と使途不特定の大学資金の二種類からなります。卒業生等の個人が学部生向けの給付型奨学金のために資金を提供下さいます。そして、当大学は学部生に奨学金を給付するためにいただいた資金を基金の一部として運用します。中には受給学生の対象を指定される寄付者の方もいらっしゃいます。現在、当大学には900を超える基金と（恒常的）寄付ファンドがあります。

MITの給付型奨学金は、学部生が受給している奨学金の80%超を占めています。これは、学部生向け奨学金の大半をローンが占める全米の平均像と大きくかけ離れています。2006年度の学生一人当たり平均額は2万3,000ドルでした。

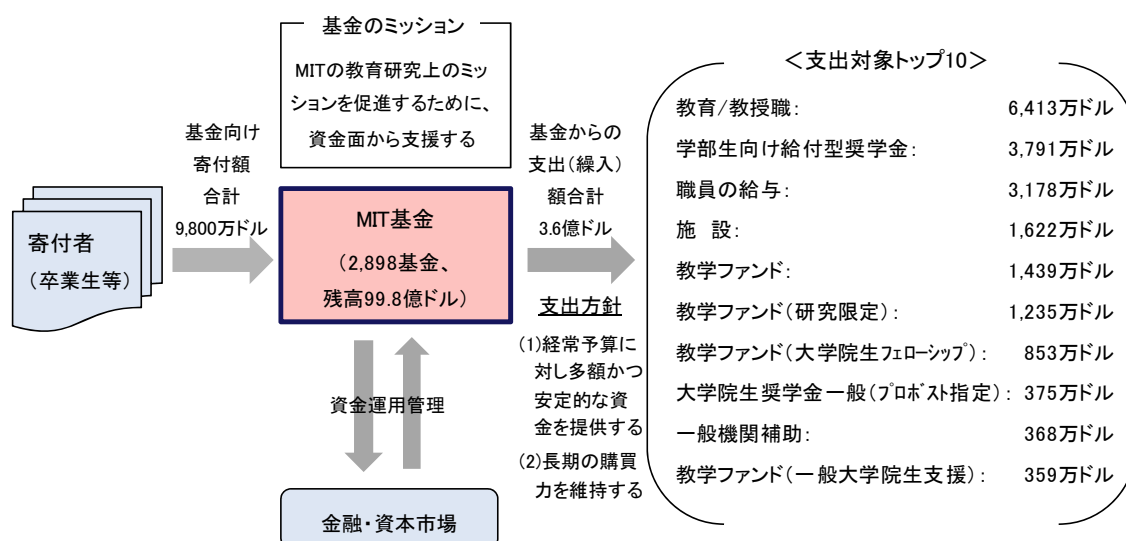
（出所）MIT 学生金融サービス HP（http://web.mit.edu/sfs/scholarships/MIT_scholarships.html）より野村證券法人企画部作成。

「私は、奨学金の受給決定通知を受け取った時にとっても嬉しいでした。奨学金の受給金額が極めて潤沢だったため、MIT は私にとってもっとも入学の容易な選択肢となりました。第二希望の大学に入学していたならば、年間約 2 万ドルの借金を背負わねばならなかったでしょう。私は現在、MIT にて無借金状態で第 2 学年を過ごしています・・・公表授業料を理由に MIT を志さないとするならば、あなたは人生でもっとも大きな過ちを犯す可能性があります。入学資格を認められたならば、誰でも入学を可能にしてくれる慈悲深い人々がいらっしゃるのです。MIT に入学し、東海岸に住み、この大学で学位を取得することは、新たな人生への道を切り開くと共にご家族の地位を変えうるような経験なのです。是非出

願して下さい。入学資格が得られる場合は、奨学金オフィスがあなたの経済状況を阻害要因とならないように取り計らってくれることでしょう。」

MIT のこうした給付型奨学金戦略を資金面から支えている一つが、冒頭で述べた「寄付の拡大再生産」である。図 6-13 は、同大学における寄付の受入、基金における運用管理、支出について 2007 年度の数字をまとめたものである。同年度に、MIT は卒業生等の寄付者より総額 3 億 2,916 万ドルの寄付を受入れ、うち 9,800 万ドルが同大学の基金（endowment）向けの寄付であった。

図 6-13 マサチューセッツ工科大学における寄付の拡大再生産
(2007 年度)



(出所) マサチューセッツ工科大学 (2008年) より野村證券法人企画部作成。

基金のミッションは「MIT の教育研究上のミッションを促進するために資金面から支援する」と定義づけられており、07 年度末現在で 2,898 の基金で構成、残高は 99 億 8,000 万ドルである。基金の資金は一括して金融・資本市場で投資され、得られた運用益は一定の方針の下で經常予算に繰り入れられている。この方針とは、(1) 經常予算に対し多額かつ安定的な資金を提供する、(2) 長期の購買力を維持する、の二つであり、2007 年度の繰入額（支出額）3.6 億ドルの基金残高平均⁶⁾に対する割合は 5.3%であった。

基金からの支出対象のトップ 10 には、学部生向けの給付型奨学金等の学生援助が数多く含まれており、MIT の充実した給付型奨学金制度を寄付と基金が支えていることが分かる。

3. アメリカにおける金融経済危機の給付型奨学金戦略への影響と対応

今回の金融経済危機は、アメリカの大学経営に少なからず影響を及ぼした。主要な経路として、(1) 基金の運用益の減少、(2) 州政府の財政赤字の拡大に伴う補助金の削減、(3) 大学向け寄付の落ち込み、(4) 経済的困難を抱える家庭の増加、の四点があげられる。

このうち、第四の経路は「経済的困難を抱える家庭の増加」という「需要側」の要因である。

その証左としては、2009年1月～3月におけるFAFSA（Free Application for Federal Student Aid；連邦政府の学費補助申請書）の提出数が658万6,007件と、対前年同期比で113万6,236件、20.8%も増加したことに表れている。表6-5は、FAFSAの提出数の増加率が高い州を示している。上位4つの州のうち、アリゾナ州とネバダ州、フロリダ州の3つの州は住宅価格の下落幅がもっとも大きい州でもあり、不動産不況が家計を直撃し奨学金を必要とする世帯の増加をもたらした様子がみてとれる。

表 6-5 FAFSA の提出数の増加：増加率の高い州

	2008年 第1四半期	2009年 第1四半期	変化
全 米	5,449,774	6,586,007	20.8%
1 アリゾナ州	61,135	87,759	43.5%
2 ネバダ州	21,865	31,364	43.4%
3 ジョージア州	129,897	170,588	31.3%
4 フロリダ州	239,448	314,091	31.2%
5 アラバマ州	52,318	67,447	28.9%
6 ミシガン州	239,659	301,985	26.0%
7 サウスカロライナ州	63,995	80,571	25.9%
8 インディアナ州	209,971	263,463	25.5%
9 テネシー州	123,840	153,889	24.3%
10 ユタ州	25,650	31,815	24.0%
11 コロンビア特別区	9,557	11,852	24.0%

（出所）アメリカ教育省データより野村證券法人企画部作成。

表 6-6 アメリカの大学における金融経済危機への対応策の例

効果	対応策	例
収入の増加	学費の値上げ	・学部学生の学費を 2.94% 引き上げ。過去 34 年でもっとも低い引き上げ幅(カーネギー・メロン大学) ・学部学生の学費を 3.75% 引き上げ。過去 41 年でもっとも低い引き上げ幅(ペンシルバニア大学)
	募集定員の増大	・学生人口を 2012 年までに 1,607 名から 1,787 名へ 10% 以上増やす。理由は「財政面を考慮」。過去 188 年でもっとも大きい規模に(アマーフト大学) ・州立大学が州外からの学生募集に注力する可能性(バーモント大学等)
	基金からの支出率の引上げ	・今後少なくとも数年は、基金からの支出率の平均が 5% を超える可能性が高い
	債券の発行	・経済環境がより悪化した場合に備え、流動性の確保を目的として債券を 10 億ドル発行(スタンフォード大学)
	募金の勧誘方法の見直し	・寄付の払込みの前倒しを寄付者に要請(コーネル大学) ・企業向けの募金から個人向けの募金にシフト(バンダービルト大学) ・奨学金向け恒常募金(アニュアル・ファンド)の募集に注力(タフツ大学) ・スポーツ基金向けの寄付募集活動を開始、4,000 万ドルの基金規模を 2014 年までに 4 億 5,000 万ドルまで拡大(カリフォルニア大学バークレー校)
費用の削減	教職員の一部罷免	・自然減とレイオフにより 550 名を削減(アリゾナ州立大学) ・フルタイム職員 150 名の職位を削減(ダートマス大学)
	講座の一部廃止	・4 つのカレッジで 8 つの教学プログラムの廃止が提案(フロリダ大学)
	教職員給与の据置き	・新規採用の凍結と大半の給与の凍結、職員幹部の報酬を 5% カット(ジョンズ・ホプキンス大学)
	設備投資の延期・凍結	・州立大学の理事会の 48% が資本支出を延期する予定と回答(AGB サーベイ)
	シェアードサービスの活用	・4 つの組織の寄付者データベースを統合し、寄付の勧誘の競合も回避(フロリダ州立大学) ・計算機システムをインディアナ大学等他大学と共有するプロジェクトを推進(パデュー大学)
その他	アウトソーシングの拡大	・消防や警備等のサービスをコンソーシアムの加盟校で共有化し費用を削減(ファイブ・カレッジズ: マウント・フォリオーク大学、ハンプシャー大学、スミス大学、アマーフト大学、マサチューセッツ大学アマーフト校) ・学内の電子メールサービスを Google にシフト(ノートルダム大学)
	奨学金の拡充	・州立大学の 52% の理事会が奨学金の拡充を実施と回答(AGB サーベイ) ・奨学金の予算を 10% 以上、140 万ドル増額。中所得層の世帯を支援するのが目的(マサチューセッツ工科大学)
	修業年限の短縮プログラム	・家計負担の軽減を目的に、3 年で学士号を修得できるカリキュラムを公表。このカリキュラムでは費用を 25% (4 万ドル) 超節約できる(ハートウィック大学)
	儉約コースの新設	・利用可能なアメニティを制限し、サテライトでコアカリキュラムを修得する節約コースを 1 万ドルで提供(サウスニューハンプシャー大学)

(注) 本図表は、全ての対応策を網羅したものではない。多くの大学は各方策を組み合わせている。

(出所) アメリカの大学関係者へのヒアリング、Chronicle of Higher Education, Inside Higher Education
他より野村證券法人企画部作成。

アメリカの大学における金融経済危機への対応策は実に多岐にわたっておりその全体像を把握するのは困難であるものの、アメリカの大学関係者へのヒアリングや各報道等を踏まえると、大まかには(1)収入の増加が期待される方策、(2)費用の削減が期待される方策、および(3)その他の方策の三つに整理される（表 6-6）。

アメリカの大学はこうした方策を複数種類組み合わせた対応をしているとみられるものの、そのタイミングや対応の程度は大学によって異なっている。一方で共通している点もあり、その一つが「給付型奨学金の維持・拡充」である。表 6-6 のように、先にケースとして取り上げた MIT は授業料を前年比で 3.8%引き上げる一方で、年収 7 万 5,000 ドル超の中所得層世帯の支援を目的として奨学金の予算を前年比で 10%以上、140 万ドル増額すると発表した。また、米国大学理事会協会（AGB; Association of Governing Boards of Universities and Colleges）が州立大学の理事会を対象に実施した最近のサーベイによると、州立大学の理事会の 52%が奨学金の拡充を実施と回答している。

たとえば、MIT と同様に可否判定で所得を考慮しない方針（need-blind policy）を採用している数少ない大学の一つであるウェルズリー大学（Wellesley College）は、2009 年秋以来の金融経済危機の影響を織り込み予算を含む複数年の計画モデルを構築した。予算の策定にあたっての基本方針は、「教学面の強みのみならず、入学資格を有するあらゆる学生の経済上のニーズに全面的に応えうるアドミッションプログラムと学生援助方針を維持すること」であった。モデルによると、2011 財政年度に収入不足に陥る見込みとの結果が得られた。このため、学長と上級職員が 10 年度の予算規模を対前年度比 2.7%減に決定している（表 6-7）。しかし、ほとんどの支出項目が前年比マイナスとなる中で、学生援助（奨学金）は前年比 13.1%増と突出している点は注目される。

表 6-7 ウェルズリー大学の 2010 財政年度予算

収 入				支 出			
	万ドル	構成比	前年比		万ドル	構成比	前年比
授業料・手数料収入	9,082	38.8%	+4.1%	教 育	6,538	28.8%	-0.7%
基金からの繰入	8,115	34.6%	+2.0%	図書館	544	2.4%	-16.5%
寄付(使途自由分)	810	3.5%	-25.6%	学生サービス	1,157	5.1%	+0.1%
遺贈(使途自由分)	200	0.9%		学生援助	4,651	20.5%	+13.1%
指定寄付・純資産からの繰入	603	2.6%		事務管理一般	1,217	5.4%	-3.5%
学生援助の助成金	206	0.9%		機関一般	2,332	10.3%	-7.1%
補助事業	3,293	14.1%	+6.5%	オペレーション&メンテナンス	2,000	8.8%	-13.1%
受託研究	678	2.9%	+0.6%	金利費用	756	3.3%	-0.5%
その他収入	443	1.9%	-38.4%	予備費	100	0.4%	-69.6%
収入計	23,430	100.0%	+0.4%	補助事業	2,450	10.8%	-5.7%
				受託研究	684	3.0%	+1.4%
				その他プログラム	288	1.3%	-46.9%
純資産の増減	714			支出計	22,716	100.0%	-2.7%

（出所）ウェルズリー大学（2009）より野村證券法人企画部作成。

景気回復の見通しが不透明ということもあり、アメリカの大学は適切な対応策に関する答えを見出せているわけではない。投資収益や寄付の落ち込みといった状況が今後も続く場合には給付型奨学金の維持・拡充の見直しを迫られる可能性もあるものの、現時点では「寄付の拡大再生産」モデルの方向転換には至っていないという印象である。

4. わが国への示唆

以上でみてきたアメリカの大学における給付型奨学金戦略の実態を踏まえ、最後にわが国への示唆について簡単に考察したい。

日本学生支援機構の統計をもとに給付主体・対象別に奨学金の支給総額をみると、学校による給付型奨学金の支給額は全体の 58.7%を占めている（表 6-8）。これは高等学校等の分も含んだ数字であり、高等教育機関による給付型奨学金の支給実態は必ずしも明らかではないものの、近年の授業料の滞納等の増加と相俟って各大学レベルでの給付型奨学金制度の創設・拡充への関心は高まっているものと推察される。

表 6-8 給付主体・対象別にみた日本における奨学金の支給総額（2007 年度）

（単位百万円、カッコ内は構成比）

区分		日本学生 支援機構	地方公共団 体	学 校	公益法人	営利法人	個人・ その他	合 計
対 象 別	大学計	708,053 (93.2)	12,601 (1.7)	21,832 (2.9)	16,147 (2.1)	59 (0.0)	938 (0.1)	759,630 (100.0)
	大学院	96,988 (93.4)	116 (0.1)	4,991 (4.8)	1,683 (1.6)	16 (0.0)	61 (0.1)	103,855 (100.0)
	大 学	570,513 (93.0)	11,868 (1.9)	16,196 (2.6)	13,794 (2.2)	42 (0.0)	870 (0.1)	613,283 (100.0)
	短期大学	40,552 (95.4)	617 (1.5)	645 (1.5)	670 (1.6)	1 (0.0)	7 (0.0)	42,492 (100.0)
	高等専門学校	2,741 (46.1)	1,356 (22.8)	106 (1.8)	397 (6.7)	5 (0.1)	1,343 (22.6)	5,948 (100.0)
	高等学校	570 (1.1)	18,810 (34.8)	1,369 (2.5)	33,212 (61.4)	2 (0.0)	135 (0.2)	54,098 (100.0)
	専修学校	113,661 (93.4)	3,399 (2.8)	1,853 (1.5)	2,676 (2.2)	9 (0.0)	40 (0.0)	121,638 (100.0)
	その他	－	264	117	433	0	191	1,005
種 類 別	給 付	－ (0.0)	3,179 (11.3)	16,455 (58.7)	8,225 (29.3)	55 (0.2)	130 (0.5)	28,044 (100.0)
	貸 与	825,025 (90.2)	33,251 (3.6)	8,821 (1.0)	44,639 (4.9)	21 (0.0)	2518 (0.3)	914,275 (100.0)
合 計		825,025 (87.6)	36,430 (3.9)	25,277 (2.7)	52,865 (5.6)	75 (0.0)	2,647 (0.3)	942,319 (100.0)

（注）2008 年 3 月 31 日現在。

（出所）日本学生支援機構（2009）より野村證券法人企画部作成。

各大学レベルにおける給付型奨学金の創設や拡充にあたっての検討事項を大まかにまとめると、図 6-14 のようになる。

図 6-14 学内給付型奨学金制度の拡充に向けた検討課題

- | |
|---|
| <p>1) 基本方針、対象・種類の検討</p> <ul style="list-style-type: none">・基本方針: 「(多様性を踏まえた)望ましい学生構成」と「学費収入(奨学金控除後ベース)」の双方の観点から策定・対 象: 国内の学生(地元or地域外)か、留学生か。少人数に対し手厚く提供するのか、それとも薄く広く提供するのか。貸与との組み合わせ・種 類: 育英(メリットベース、ノンニードベース)か奨学(ニードベース)か <p>2) 財源の検討</p> <ul style="list-style-type: none">・学納金等: 学費が均一でもロビンフッド的配分(富める者から貧しい者への配分)をもたらす・寄 付: 恒常募金、もしくは基金を設立し運用益を活用・同窓会等: 効果的な連携の在り方 <p>3) 志願者層、受給対象学生とのコミュニケーション</p> <p>4) 他の財務手段(寄付募集、基金の運用管理、戦略的計画)との連動</p> |
|---|

(出所) 野村證券法人企画部作成。

1) 基本方針、対象・種類の検討

まず、給付型奨学金の方針を理事会レベルで議論し、策定する必要がある。アメリカの大学と同様の考え方に立脚するならば、「(多様性を踏まえた)望ましい学生構成」と「授業料収入(奨学金控除後ベース)」の双方の観点から検討を加えることとなる。定まった方針の下で、給付対象と種類、人数を検討することとなる。対象としては、国内の学生なのか、留学生なのか。前者については地元学生と地域外の学生の扱いをどうするのか。種類としては、育英(メリットベース、ノンニードベース)と奨学(ニードベース)のバランスをどう図るか、日本学生支援機構の奨学金等貸与奨学金とどう組み合わせるのか。支給人数としては、少人数に対し手厚く提供するのか、それとも薄く広く提供するのかといった選択肢があげられる。

また、給付型奨学金の充実(=授業料の実質負担の軽減)が志願者数の増減や財政に及ぼす影響に関するシミュレーション分析等も検討に値しよう。

2) 財源の検討

わが国の大学における給付型奨学金の財源の中心は、学納金等(含む3号基本金)の経常資金であったと思われる。学校関係者の間ではアメリカの授業料割引について「授業料の値上げは現実的でない」「学生の所得によって授業料負担が異なるのは不公平」と批判的な見方が多いものの、経常的資金からの捻出は定額授業料を払っている学生から奨学金の受給学生への資金移転、言い換えるとロビンフッド的配分(富める者から貧しい者への配分)をもたらすこととなる⁷⁾。

次に有力な財源は、寄付である。奨学金の給付は毎年発生するのが通常であることから、寄付を活用するのであれば安定した恒常的な寄付の受入、もしくは基金を設立し運用益を加味して提

供するかのどちらかの取り組み、または組み合わせが必要となる。

一部の大学では、同窓会が独自に奨学金を提供している場合もある。この場合、同窓会と異なる目的・種類の奨学金を大学が新規に創設するのかどうか、連携のあり方が検討課題となる。

3) 志願者層、受給対象学生とのコミュニケーション

わが国では、様々な種類の給付型奨学金制度を有する大学も多い。しかし、そうした情報が必ずしもホームページ等で分かりやすい形で開示されておらず、情報が分散されている場合も少なくない。その背景の一つとして、これまでの制度が合格した学生を念頭に設計されていたことが考えられる。奨学金制度に関する情報の非対称性は研究者等によって既に指摘されているところではあるが、給付型奨学金を大学の欲する学生の有力な獲得策の一つとして位置づけるのであれば志願者向けの情報開示やコミュニケーションに対する積極的な取り組みが望まれよう。それが、ステークホルダーに対する説明責任と透明性を確保する一助にもなりうる。

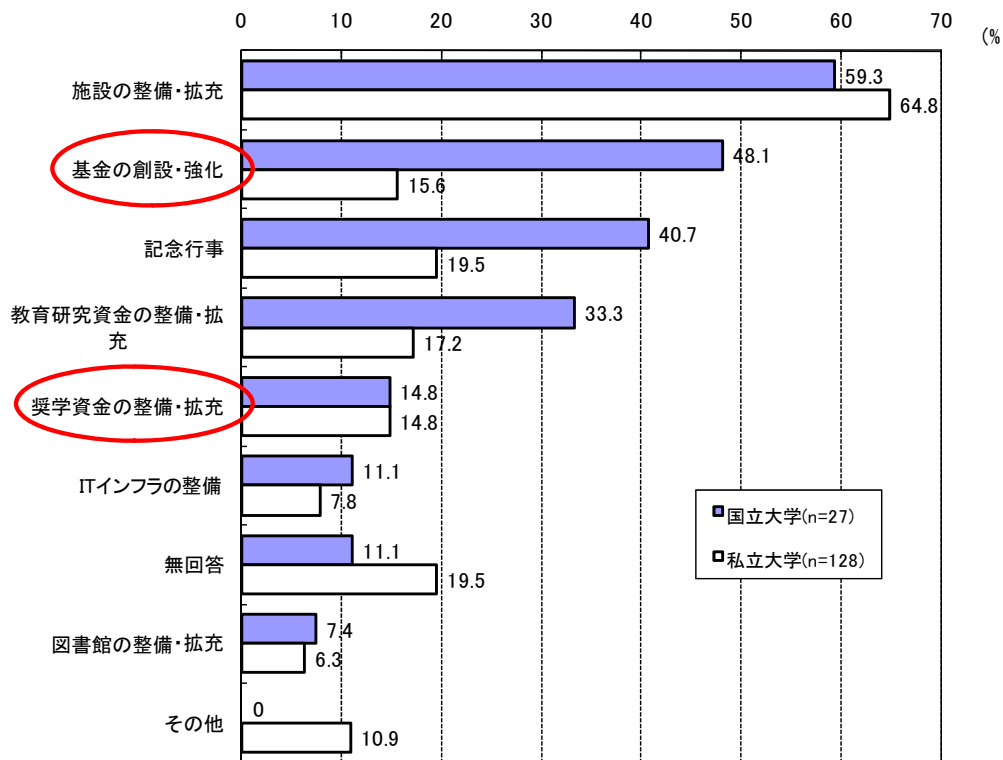
表 6-9 学費・奨学金に対する私立大学担当者の見方(2001 年)

	そう思う+ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない+そう思わない	無回答	合 計
学費を値下げすることは、学生募集にプラスに働くと思う	54.5%	31.7%	12.7%	1.1%	100.0%
学費を値上げしても、志願者数は減らないと思う	10.2%	37.7%	51.2%	0.8%	100.0%
奨学金制度を充実させることは、学生募集にプラスに働くと思う	94.5%	3.0%	2.2%	0.3%	100.0%
学生の奨学金に対する関心は以前より高くなっている	89.5%	6.9%	2.2%	1.4%	100.0%
学生の学費負担に、奨学金や学費減免などによる個人差があってもやむをえない	66.7%	28.9%	3.6%	0.8%	100.0%
本学独自の奨学金制度を維持・拡大するために、奨学基金の積み立て(3号基本金)だけでは足りない状態である	58.4%	27.6%	5.0%	9.1%	100.0%

(注) 全国4年制私立大学363校の財務・奨学金担当責任者による回答。

(出所) 濱名篤研究代表、米澤彰純編集(2002)。

図 6-13 日本の大学における寄付募集(キャンペーン)の使途



(注) キャンペーンは周年事業等、複数年度にかけて寄付を募集する実施形態。サンプル数が 162 と少ないため、解釈には留意が必要である。

(出所) 片山・小林・両角 (2007)

4) 他財務手段との連動

財務戦略の観点からは、給付型奨学金の設計にとどまらず他の財務手段との連動が必要となる。ここに興味深い結果がある。日本私立大学協会附属・私学高等教育研究所が 2001 年に全国の 4 年制私立大学 363 校の財務・奨学金担当責任者に対して実施した学費・奨学金に関するアンケート調査によれば、「本学独自の奨学金制度を維持・拡大するために、奨学基金の積み立て (3 号基本金) だけでは足りない状態である」との問いに対して「そう思う」「ややそう思う」と回答した大学が全体の 58.4%と 6 割近くを占めている (表 6-9)。一方で、寄付募集に関するアンケート調査によればキャンペーンの使途としてもっとも多かったのは「施設の整備・拡充」(国立 59.3%、私立 64.0%) であり、「基金の創設・強化」は国立で 48.1%と二番目に多かったものの私立では 15.6%、「奨学資金の整備・拡充」も国立・私立ともに 14.8%にとどまっている (図 6-13)。この調査結果は、寄付募集と給付型奨学金に関する戦略が必ずしも一体のものとして捉えられていない点を示唆するものであろう。

こうした給付型奨学金の制度設計と寄付募集、基金の運用管理といった各財務手段を大学のミッションやビジョン等に即して組み合わせ、真に中長期の取り組みに化していくためには包括的な戦略的計画 (strategic plan) への組み入れが不可欠と考えられる。

<注>

- ¹ 以下では大学が独自に提供する学内給付型奨学金に焦点を当てることから、「給付型奨学金」と表記する。
- ² 以下の記述はボーム、ラポフスキー（2009）によるところが大きい。
- ³ 福井（2006）、84-85 頁。
- ⁴ Hossler と Bean による定義。マッサ（2006）、3-4 頁。
- ⁵ マサチューセッツ工科大学(2008)、 pp.1-27.
- ⁶ 当該年度の基金からの繰入（支出）額の基金残高の過去 3 年平均値に対する割合。過去 3 年間の残高平均値を使用するのは、マーケットに起因する基金の変動をならすためである。
- ⁷ ボーム、ラポフスキー（2009、p14）によれば、アメリカでもおよそ 3 分の 1 の大学が基金を擁していない。この場合、授業料収入等から捻出するか、もしくは恒常募金から支出することとなる。

<参考文献>

- Baum, Sandy (2008), “Hard Heads and Soft Hearts: Balancing Equity and Efficiency in Institutional Student Aid Policy”, in Lucie Lapovsky and Donna Klinger (eds.), *Strategic Financial Challenges for Higher Education: How to Achieve Quality, Accountability, and Innovation*, New Directions for Higher Education 140, Jossey-Bass, pp.75-85.
- CollegeBoard (2009), *Trends in Student Aid 2009*.
- Baum, Sandy and Lucie Lapovsky, *Enrollment and Endowment Management*（小林雅之、劉文君、片山英治、服部英明編訳「授業料割引と基金の運用管理」『東大ー野村大学経営ディスカッションペーパー』No.09、東京大学大学総合教育研究センター、2009 年 3 月、1-20 頁。
- 福井有（2006）「アメリカの大学の学生確保戦略」福井有編著『大学とガバナビリティーー評価に堪えうる大学づくりー』学法新書 2、学法文化センター所収、72-95 頁。
- 濱名篤研究代表、米澤彰純編集（2002）「学費・奨学金に対する現状認識と展望ー私立大学のビジョン」日本私立大学協会附置 私学高等教育研究所・調査報告書、2002 年 12 月。
- 片山英治、小林雅之、両角亜希子（2007）「わが国の大学の寄付募集の現状ー全国大学アンケート結果ー」『東大ー野村大学経営ディスカッションペーパー』No.02、2007 年 11 月、1-90 頁。
- 小林雅之（2008）『進学格差ー深刻化する教育費負担』筑摩書房。
- Massa, Robert J. (2006), “Strategic Enrollment Management: An Introduction”, mimeo.
- Massachusetts Institute of Technology (2008), *Response to Questions in the Letter dated January 24, 2008 of Senator Max Barcus and Senator Charles Grassley of the United States Senate Committee on Finance*, March 3, 2008, pp.1-27.
- 日本学生支援機構（2009）。「平成 19 年度奨学事業に関する実態調査」2009 年。
- Wellesley College (2009) *Approved Budget for the Year Ending June 30, 2010*, April 15, 2009.

第7章 情報ギャップと高校・大学における金融教育

1. 情報ギャップとは

1-1 大学進学機会の格差と情報ギャップ

これまでに示したようにアメリカでは1970年代後半以降、学生への経済的支援制度（奨学金等）を含めて、進学機会の格差是正のための様々な施策が実施されてきた。にもかかわらず、家計所得、人種等による大学進学率の格差はほとんど縮小していないという（Avery and Kane 2005）。なぜ格差の是正が進まないのか。その要因の一つとして着目されているのが「情報ギャップ」の存在である。すなわち大学進学に関する情報（とりわけ経済的要因に関わる情報）が、家計の所得水準や人種等によって偏在しているために、学生支援制度が有効に機能していないのではないか、ということである。

ここでいう「情報」とは、(1)大学進学に要する費用（授業料、学費）、(2)大学進学による経済的便益（大卒-高卒間の生涯賃金の差）、(3)学生支援（奨学金等）の獲得可能性などに関する情報を指す。(1)を過大に推計すれば低所得階層出身者は進学をあきらめることになる。一方(2)(3)を過小に見積もるならば、やはり大学進学を見合わせることになるだろう。そこで、大学進学に関する正しい情報・知識の有無、情報収集のための活動量における所得階層や人種間での差異が、大学進学機会に対する生徒／保護者の認識（perception）の差異を形成し、結果的に進学率の格差を形成しているのではないかという仮説の下、アメリカでは多数の実証分析が蓄積されている¹。

むしろ、大学進学に対する認識は、実際に進学／非進学の選択を行う高校卒業時よりもかなり早い段階において、出身家庭の家庭環境等によって規定される部分が大きい。しかし適切な情報提供を行うことにより、格差解消の可能性を見出すことができるのではないか、という問題意識がこれらの実証研究には共有されている。

1-2 情報ギャップとローン問題

すでに多数の実証研究の蓄積があると述べたことからわかるように、情報ギャップへの着目は必ずしも目新しいテーマではない。ただし学生支援における近年のローンの拡大によって情報ギャップの問題が複雑化していることは明らかであろう。大学進学に係る費用あるいは便益の計算に、費用調達コストの高いローンが加わることで、費用と便益の比較考量は以前に比べてはるかに複雑になっているからである。ローンの利用が一般的になることで新たに問題が生じたというよりも、むしろこれまで潜在化していた問題があらためて表面化したといった方が適切なのかも知れない。

¹ これらに関する詳細なレビューについては Terenzini et al. (2001) などを参照されたい。

ローンの拡大によって注目されるようになった情報ギャップの具体的実態の一つが「ローン回避 (loan aversion)」の問題である。一般的に低所得階層出身者は大学進学に際してローンの利用を避ける傾向にある (Callender and Jackson 2005, Perna 2007)。学費の高騰によって大学進学に際してローンの利用が不可避であるとするならば、低所得者層における「ローン回避」の傾向は、そのまま進学率の格差を温存することになる。もちろん大学進学の便益を正しく計算した場合、たとえローンを利用しても大学に進学の方が経済的には有利な選択であることはいうまでもない。少なくともスタフォードローンのような公的な学生支援制度において、ローンの利用が経済的に不利な選択肢となるような制度設計が行われるはずがない²。にもかかわらず低所得者層はローンを回避することによって大学進学をあきらめているというのである。

本節では以下、情報ギャップによる進学機会の格差がいかんして形成されているのかについて、学生ローンとの関わりを中心に、近年のアメリカでの研究動向をレビューすることとしたい。

2. 情報ギャップの具体的諸相

情報ギャップがどこで、どのようにして進学機会の格差形成に結びついているのか (“financial aid information divide” Burdman 2005)。これらを明らかにすることは、情報ギャップの解消策を検討する上できわめて重要である。ここでは、進路選択の具体的プロセスに沿って、(1)高校在学中、(2)大学の入学志願時、(3)大学在学中、(4)大学卒業時 (卒業後) のそれぞれの場面ごとに整理を行う。

2-1 高校在学中—進路カウンセラーの役割—

情報ギャップの存在が、大学への進学／非進学に最初に影響を及ぼす場面は、大学進学にかかる費用や便益の見通し、さらにはローンの利用に対する認識 (perception) の形成を通してである。これらは高校在学中の早い時期に (もしくはもっと以前の段階で) に生じる。これらの認識の形成に対しては保護者からの影響、すなわち家庭環境要因が大きな位置を占めている (Burdman 2005, Perna 2007)。とりわけローンに対する態度は、借金に対する個人的な成功／失敗体験や価値観による影響が大きい。たとえば、保護者がローンを利用して大学を卒業し、その後社会的な成功をおさめている保護者のいる家庭では、子どもの進学に際してもローンの利用を積極的に考えるだろう。反対に借金の返還で苦勞した経験を持つ保護者の場合、ローンに対して忌避的な態度をとるだろう³。しかも保護者が大卒者ではないいわゆる「第一世代 (first generation)」や、きょうだいに進学経験のある者がいない場合、大学進学に要する費用や、卒業後のメリットを実感として把握することができないため、費用の過大推定や便益の過小推定が生じやすい。

² ただし個人によって偏差すなわち一定のリスクが存在することを否定するものではない。

³ 一般的に借金の返還に苦勞するのは低所得者層である。

こうした家庭環境によるマイナスの影響を回避するためには、高校における進路指導が果たす役割は小さくない。実際に、低所得階層出身者においては、進学時の学生支援（奨学金等）に関して、高校のカウンセラー・教員に相談する傾向が強いという。（Berkner and Chavez 1997）。

しかしこのことは一方でカウンセラーのローンに対する価値観（ローン回避の傾向）が、生徒の進路選択に対して影響を与えかねないことを意味している。たとえば、低所得階層出身の生徒に対しては、学費の低い（＝ローンの不要な）コミュニティーカレッジへの進学を勧めるといったことが生じるのである（MacDonough and Calderone 2006）。

表 9-1 は、全米大学進学カウンセリング協会（National Association College Admission Counseling: NACAC）が、高校の進路カウンセラーを対象に実施した調査の結果である。「ローンを借りるよりは、コミュニティーカレッジへの進学や、パートタイムでの進学をした方がよい」という質問に対して、「とてもそう思う」から「まったくそう思わない」と回答した者の比率を、そのカウンセラーが在籍する高校の4年制大学進学率別に示している。表が示すように、卒業生の大半が4年制大学に進学している高校のカウンセラーでは、この質問に対して「とてもそう思う」と回答した者は7.1%であるのに対して、進学者の少ない高校では13.8%のカウンセラーが「とてもそう思う」と答えている。一般的にアメリカでは、大学進学率の低い高校は低所得階層の生徒が多い地域に立地しているので、この結果はカウンセラーが生徒の家庭の経済的状况を勘案して、低所得階層出身者に対してローン回避を勧めていると読み取ることができる。すなわち高校のカウンセラーが学生支援制度（financial aid）の情報提供を介して「ゲートキーパー」の機能を果たしてしまっているのである。

表 9-1 高校のカウンセラーの「ローン回避」による影響

	とてもそう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	まったくそう思わない
進学率 0～25%	13.8	48.3	27.6	10.3
26～50%	11.9	45.9	30.3	11.9
51～75%	9.6	39.1	40.6	10.7
76～100%	7.1	28.9	45.6	18.3
四年制大学進学率の平均値	(38.4)	(47.4)	(59.2)	(69.8)

「ローンを借りるよりは、コミュニティーカレッジへの進学やパートタイムでの進学をした方がよい」という質問への回答（%）。括弧内の数値は各選択肢ごとに、当該カウンセラーが所属する高校の4年制大学への進学率の平均値。

（出典）NACAC 2007

かつてアメリカの高校のカウンセラーは、生徒の「学力」をめぐってゲートキーパーの役割を果たしているとの批判があった。4 年制大学に進学を希望していても学力的に学業継続が困難（＝卒業が難しい）と思われる生徒を、暗黙裏にコミュニティカレッジへの進学に水路づけているのではないかという批判である。ところが、ちょうど現在の我が国の状況と同様に、4 年制大学への進学機会が拡大し、学力による選抜が実質的に機能しない大学が登場するにつれ、学力をめぐる選別＝ゲートキーパーとしての役割は放棄された（Rosenbaum 2001）。そのかわりに生徒の大学進学への「費用負担能力」をめぐってゲートキーパーとしての役割を果たすようになっていくというのである。

カウンセラーの「ローン回避」それ自体も、情報ギャップに起因すると見ることができる。大学進学のコスト、ローンの利子率、現在価値といった経済学的なタームを、高校生に対して分かりやすく説明できる人材が不足していることも指摘されている。現在、多くのカウンセラーは、心理学をその学問的背景としており、大学進学のコストを的確に説明できるような訓練を受けた者がほとんどいないのが実情であるという（Burdman 2005）。

したがって学生への経済的支援をめぐって高校が行うことは、「連邦学生支援申請書（FAFSA）の提出を促すこと」くらいしかできないという（Burdman 2005）。しかし連邦学生支援申請書（FAFSA）の書式の複雑さ（全 6 頁で 120 項目の質問からなる）から、それも容易なことではない。多くの高校では、大学の学生支援部署（Student Aid Office）の職員等を招いて、“Financial aid night” などと呼ばれる生徒および保護者を対象にした説明会等を開催して情報の提供に努めている。また個々の学校単位だけではなく、関係団体による説明会も各地で実施されている。たとえば、YMCA とルミナ財団の共催で行われている College Goal Sunday と呼ばれるプログラム（<http://www.collegegoalsundayusa.org/>）は、2009 年現在、全米の 43 州で奨学金制度等に関する説明会（ワークショップ）を開催している。ここでは説明会の会場で、指導を受けながら実際に連邦学生支援申請書（FAFSA）を記入するなど、奨学金制度等を利用するための支援がなされている。

2-2 大学への入学志願プロセス

大学への入学志願プロセス（application process）の複雑さも、情報ギャップを生じる要因となっている。つぎに示すのは、今回われわれが訪問調査に訪れたメリーランド大学（州立）の入学決定までのプロセス（スケジュール）である。

12/1～2/1 入学審査

2/1 連邦学生支援申請書（FAFSA）提出の締切日

2/5 入学許可（→この時点では奨学金等の受給の可否は知らされない）

2/20 まで メリットベースの奨学金の審査（→Admission Office が担当）

3/15 まで ニードベースの奨学金の審査（→Student Aid Office が担当）

5/1 入学の意思表示

Labor Day (9月の第一月曜日)の翌日から秋学期開始

このように、我が国の大学と比較した場合、願書の提出(当然、12/1より以前)から実際に入学の意思を大学に伝えるまでには、かなり長い期間を要することがわかるだろう。このプロセスの随所に、情報ギャップを生じる可能性が潜在しているのである。

連邦学生支援申請書 (FAFSA) と情報ギャップ

前項で述べたように連邦学生支援申請書 (FAFSA)の書式の複雑さが、低所得階層の学生にとって、奨学金等の経済的援助を受ける際の「障壁」の一つになっていることはしばしば指摘されている。しかし連邦学生支援申請書 (FAFSA)記入の困難さだけが情報ギャップの要因というわけではない。連邦学生支援申請書 (FAFSA)はその名称が示すように「連邦の」奨学金制度(ローンも含む)の申込書であり、連邦奨学金を必要としない学生にとっては必要とされないように思える。ところが実際は多くの大学において、ニードベースの連邦奨学金以外、すなわち州政府の奨学金や大学独自の奨学金の受給を決定する際にも利用されている。連邦学生支援申請書 (FAFSA)を提出しなければ、知らず知らずのうちに他の奨学金の受給資格を得られないこともある。

また上記のメリーランド大学の例では、2月1日までに連邦学生支援申請書 (FAFSA)を提出することを求めている⁴。ところが連邦学生支援申請書 (FAFSA)の書式に記されたメリーランド州の公式の連邦学生支援申請書 (FAFSA)提出期限は3月1日になっている。つまり同一の州内であっても連邦学生支援申請書 (FAFSA)の提出期限が異なっているのである(もちろん州によっても提出期限は異なる)。そのため提出時期を逃してしまう学生も存在するという(ACE 2004)。

さらに連邦学生支援申請書 (FAFSA)の記入項目が学生に与える潜在的な心理的効果の影響も指摘されている。連邦学生支援申請書 (FAFSA)の質問項目の一つに「Q31 グラントに加えて、ワークスタディや学生ローンの利用にも関心がありますか」というものがある。大学の Student Aid Office が各学生のパッケージを組む際に、この質問項目への回答を見て、グラントだけでは不足する場合にローンを組み込むかどうかを決定するために用いられる。ところが学生(高校生)の立場からすれば、この項目にチェックを付けることでグラントの受給可能性に影響するのではないか(「グラントではなくローンの枠に回されてしまうのでは?」)という不安を招いているという事例が報告されている(Burdman 2005)。ちなみに当該質問項目の意図をきちんと説明するとかれらは安心してこの項目にチェックを付けたという。

⁴ 大学に直接提出するのではなく、連邦教育省に連邦学生支援申請書 (FAFSA)を提出する際に入学を希望する大学名を申告する。

ここで取り上げた例はいずれも、正しい情報・知識を知っていれば何ということのないものばかりであろう。しかしこうしたミクロな「情報ギャップ」の累積が結果的に進学／非進学を規定する可能性の存在を指摘しておきたい。

表 9-2 連邦学生支援に申し込まなかった学生の比率

TABLE: PERCENTAGE OF UNDERGRADUATES WHO DID NOT FILE A FAFSA FOR 1999-2000, BY DEPENDENCY STATUS, INCOME, AND ATTENDANCE STATUS					
	Full-Time (%)	Half-Time (%)	Less than Half-Time (%)	Mixed Attendance (%)	Total (%)
All Undergraduates	32.5	62.1	86.9	51.1	49.8
All Dependent Students	34.5	64.4	75.1	50.9	42.2
Less than \$20,000	13.7	34.8	57.4	32.1	20.5
\$20,000 to \$39,999	23.5	50.8	68.5	37.5	31.6
\$40,000 to \$59,999	34.6	71.7	82.4	48.2	43.7
\$60,000 to \$79,999	37.4	76.2	82.6	56.0	46.2
\$80,000 or more	50.4	83.3	78.3	67.1	56.9
All Independent Students	28.6	61.0	89.3	51.2	57.1
Less than \$10,000	17.4	27.8	64.0	19.3	24.3
\$10,000 to \$19,999	21.6	42.8	70.5	26.2	36.3
\$20,000 to \$29,999	31.6	53.4	85.0	48.0	54.7
\$30,000 to \$49,999	43.5	70.6	94.8	65.4	73.5
\$50,000 or more	63.6	86.8	96.7	81.4	87.8

(出典) ACE 2005.

表 9-2 は American Council on Education (ACE) が行った連邦学生支援申請書 (FAFSA) の提出に関する調査の結果である。低所得階層⁵であっても、依存学生（保護者に扶養されている学生）で約 20%，独立学生で約 25%の者が連邦学生支援申請書 (FAFSA)を提出していない。その理由は、家族が教育費を支払うことが可能（41%），家計所得が高すぎる（24%），締め切りを過ぎてしまった（9%），その他（29%）となっている。学費の低いコミュニティカレッジの学生の方が提出していないことから本当に連邦奨学金が「不要」な者の割合を反映した結果であるともみえるが、その一方で申請しなかった者のうちフルタイム学生の 16%，パートタイム学生の 13%，ハーフタイム以下の 11%が、ペル奨学金（給付奨学金）の適格者であったとみられている（ACE 2005）。後者の事実からは、奨学金の受給要件に関する正しい情報・知識の欠如が連邦学生支援申請書 (FAFSA)の提出に影響を及ぼしていることを読み取ることができるだろう。

3. Student Aid Office による情報ギャップ

⁵ 依存学生の場合 2 万ドル未満、独立学生の場合は 1 万ドル未満を指す。

高校の進路カウンセラーのローンに対する認識・態度が生徒の進路選択に影響を及ぼしていることは先に指摘した。同様に大学の学生支援オフィスの担当者のローンに対する認識・態度もまた進路選択に影響を与える可能性を有している。

周知のようにアメリカの大学では入学前に各学生に対して、実質的な学費（＝名目学費－奨学金）が「パッケージ」として提示され、学生はそれを参考にして進学する大学を選択する。このパッケージをどのように組むかには、学生支援オフィスの担当者の裁量が働く。家計負担額と給付奨学金によって学費全額（cost of attendance）を満たさない場合に、さらにローンをパッケージに組み込むか否かには、学生の希望だけでなく、担当者のローンに対する認識・態度が反映される。一般に、コミュニティカレッジ＜州立大学＜州立研究大学＜私立大学の順番で、初めからパッケージにローンを組み込む傾向があるという（Burdman 2005）。また学生が特に強く希望しないかぎりローンに関する情報を提供しないというコミュニティカレッジの事例も報告されている。むしろ大学側にとっては学生の将来の返還負担を考慮しての判断なのだろう。しかし本当はローンを利用できるにもかかわらず、そのことを知らないまま、自己負担額の大きさを見て進学をあきらめてしまう学生を生じることにもなりかねないのである。

大学独自奨学金の決定の不透明性の問題も指摘されている。同程度の社会経済的地位（Socio Economic Status）の学生であっても実質学費が大きく異なることがある（Hill et al 2005）。こうした不透明性の存在が、奨学金の申請をためらわせる原因にもなりうる。さらに、パッケージを学生に提示する際の書式（Award letter）のわかりにくさも情報ギャップを生み出す要因となる。大学によって書式がまちまちな上、略語等が多用されているために、慣れていない人には内容がわかりにくく、複数の大学から得た Award letter の比較は困難だという。そのため Award letter の標準化の必要性も提唱されている（Consumer Union 2007）。

4. 大学在学中

金融教育の実施

2008 年の高等教育法の修正（Higher Education Opportunity Act）により、ローンを利用する学生に対して、入学時のカウンセリング（entrance counseling）が義務付けられた。その内容についても同法により詳細に規定されている（付録@-1 参照）。多くの学生にとって初めてローン（金融知識）について説明を受ける機会であり、いうまでもなく高校卒業時の進路選択にはまったく影響しない。ローンに対する正しい情報・知識の欠如により返還開始後に不利益を被らないようにすることが入学時のカウンセリングの目的であろう。

しかし入学時のカウンセリングについては、その効果に対して疑問が投げかけられている。その原因は学生の無関心にあるという。カウンセリングの内容はいずれも重要な情報であることは疑いないが、これから学生生活を開始しようとする学生にとっては未知のものであるだけでなく、

返還に関する情報が必要とされるのは随分と先の話だからである。また、インターネットを利用して実施する大学が多いことも学生の無関心を生む理由の一つであることが指摘されている (Burdman 2005)。前項でも言及したメリーランド大学では、Office of Student Financial Aid のホームページに、Entrance/Exit Interview へのリンクが貼ってあり、そこを辿っていくと、すべての Entrance/Exit Counseling はオンラインで完結する。実際には、“Mapping Your Future” という外部の組織のウェブサイト (<http://mappingyourfuture.org/oslc/>) に移動し、そこで各種のローンプログラムごとのカウンセリングを受けるようになっている。

5. 大学中退者のローン問題

大学進学に際してローンを利用する学生の増加にともなって、非中退率 (retention rate) の維持がこれまで以上に重要な課題になっている。ローンを借りて中退した場合、4 年制大学卒業生 (学士学位取得者) と比べて、入学から 6 年後の失業率は 2 倍 (中退者 15%, 卒業生 7%) に、ローンの債務不履行 (デフォルト率) は 10 倍 (それぞれ 22%, 2%) になるとの分析結果がある (Gradioux and Perna 2005)。低所得とローン返還の負担という二重の困難を抱え込むリスクが高まるのである。

とはいえ学費が高騰している現状のもとで、経済的困難を抱える低所得階層出身者の非中退率を維持するのは容易なことではない。低所得階層出身者の場合、高騰した学費を支弁するためには、「より多く借りるか」、「より多く働くか」の選択が迫られるからである。ローンの額を増やした場合、当然、将来の返還負担が大きくなる。一方で、在学中のアルバイト等を増やすならば勉学に影響することは避けられない。「より多く働く」ことは学業面で中退のリスクを高めるのである。

Financial aid office の担当者にとって中退リスクの高い学生に対する対応は難しい問題である。ここでも「情報ギャップ」、「ローン回避」に直面するからである。大学中退が低所得・失業のリスクを高めるという事実を考慮すれば、ローンを利用してでも在学継続の方が合理的な選択であるといえる。しかし学生がローンについての情報・知識を十分に持っていない、あるいは Financial aid office が、ローンを利用可能であることについて十分に情報提供しないことで、実はわずかなローンを利用することで就学継続できたかも知れないのに、結果的に経済的理由で退学せざるを得ないことも起こりうるのである。

6. 大学卒業時 (卒業後)

大学卒業時以降に重要となる「情報」は、いうまでもなく返還方法に関する情報である。アメリカの高等教育法では、大学卒業時 (もしくは中途退学時) にも、ローンの利用者に対して大学がカウンセリングを実施することが義務づけられている (exit counseling)。卒業時のカウNSE

リングの内容は、返還方法のオプション、毎月の要返還額、返還の免除・猶予に関すること、債務不履行時に被る不利益などであり、先述の入学時のカウンセリングと内容的にはほとんど変わらない。また卒業時のカウンセリングにおいても、ウェブ上のプログラムを利用する形で提供している大学が多いようである。

大学進学機会の格差の形成要因とはまったく異なる文脈においても、「情報ギャップ」という用語は用いられている。学生ローンの保証機関としては最大手の一つである American Student Assistance (ASA) は、同機関の社会的使命として情報ギャップの解消を挙げている。返還期間中に、当初の月賦額での返還が困難になったり、一時的な延滞状態になったりした場合に、返還猶予の条件や、月々の返還額を低額にすることが可能な返還方法について正しい情報を与えられれば、信用履歴への登録、債権回収の法的措置などより重大なペナルティーに達する前に、何らかの手段を講じることができるだろう、というのである。ASA ではウェブ等を通じた一般的な情報提供だけでなく、個々人の状況に応じたカウンセリングなどきめ細かな個別対応による情報ギャップの解消を目指している。

保証機関によるこうした取り組みに対して連邦政府は補助を行っている。ASA はデフォルト率が一定の水準を下回った場合に、補助金を受け取る契約を連邦政府と結んでおり、これによりデフォルト債券の回収よりもデフォルトの防止に対してインセンティブが働くようになっている。われわれが調査に訪れたメリーランド大学の学生支援オフィスの担当者は、ASA を保証機関として指定することを数年前から推奨した結果、卒業生のデフォルト率が近年、徐々に低下していること、また同大学の卒業生で ASA を保証機関としている者のデフォルト率は 0.6%で、同大学の平均 1.2%を大きく下回っていることを報告している⁶。

学生ローンの利用が一般化した現在、卒業生の負債管理 (debt management) には、政府、大学、銀行 (レンダー)、保証機関等が連携しながら、情報提供を行うことが求められている。

7.小括

本章では、アメリカにおいて学生ローンに関する「情報ギャップ」がどのように問題視され、その解決策としていかなる方策が採られているかを報告した。日本では、これまでのところ「情報ギャップ」が注目されることはなく、高校、大学等においてもローンに関する知識についての教育はほとんど行われていないのが実情である。最後にアメリカの事例からわが国への示唆を提言として示すことで、本章のまとめとしたい。

⁶ 下院教育労働委員会における証言 (2008 年 3 月 14 日)

<http://edlabor.house.gov/hearings/2008/03/ensuring-the-availability-of-f.shtml>

まず、進学希望を持ちながら、経済的理由で断念している生徒や保護者に対して、どのような奨学金、授業料免除を受けられる可能性があるのかを進路指導等を通じて十分に説明することは最低限必要である。その際、ローン（貸与奨学金）の返還にかかるリスクを説明することも必要である。ただし、リスクのみが強調されると「ローン回避」を生じるので、大学進学の実益や利息の計算といった最低限の金融知識をわかりやすく提供しなければならない。必ずしも金融知識に精通しているわけではない高校の教員の進路指導にのみ委ねるのではなく、専門的な知識を有する者の関与が必要となるだろう。

また「お金」に関わる事柄は、生徒にとってもその家庭にとってもデリケートな問題であるから、説明会方式のような集団での情報提供あるいはウェブや小冊子等を通じた広報だけでは、各人の実情に応じた有益な情報を得ることは難しい。個別のカウンセリングと組み合わせるなど一人一人に応じたきめ細かな対応が必要とされる。

むしろ奨学制度そのものを充実させることも重要である。現行の日本の公的奨学制度は日本学生支援機構による貸与奨学金（ローン）のみで、グラントがほとんど存在しない。アメリカと比較した場合、日本の制度の方が一元的でわかりやすいという見方も出来ないことはないだろう。しかしその一方で、現在のように奨学金受給率が高まるにつれ、奨学制度の主たるターゲットがどこにあるのかが分かりにくい、メリハリの効かない仕組みになっていることも否めない。このことが、奨学金拡充をめぐる賛否の論争を引き起こしているといえるのではないだろうか。

奨学制度の充実を訴えるためには、その前提として経済的要因（家計の費用負担）が進路選択に影響を及ぼすメカニズムの解明が必要である。近年、わが国でも家庭の所得階層によって大学進学率に明確な格差があることを示す実証的なデータが蓄積されてきた（東京大学大学経営・政策研究センター 2005）。しかし本章で示したアメリカでの研究によれば、奨学金等による家計負担の軽減策が、所得による進学率の格差縮小にすぐさま寄与するかどうかは必ずしも自明ではない。生徒・保護者の進学に対する心理的メカニズムや、進路指導等における「隠れた制度」の影響など、進路選択のミクロなプロセスについての実証研究が求められている。

＜付録＞

“高等教育機会法（Higher Education Opportunity Act）”（2008年の高等教育法の修正）

第488条(l) 借り手に対する Entrance Counseling

(1) (ローンの) 開始前に必要な情報の開示

(A) 通則 各有資格機関は、FFELP ローン、FDLP ローン（いずれも統合ローンと PLUS ローンを除く）あるいはパーキンズローンを初めて利用する学生に対して、ローンの契約条件や借り手が有する義務に関する包括的な情報を、つぎの(B)に示す方法により、確実に与えなければならない。それらの情報は、

(i) 単純かつ分かり易い方法で提供されなければならない。

(ii) これらの情報は以下のような方法で提供することができる。

- (I) 入学カウンセリングの際に本人に対して直接行い、
 - (II) 学生が署名をした書式の提出を要する
- もしくは
- (III) オンラインで（学生がその情報を受け取ったことを確認できる方法で）
- (B) 双方向的なプログラムの利用
- 教育長官は、各機関に対して、ローンに関する情報を学生がきちんと理解していることが確認できるような方法を用いて（A）に示した要件を実施できるように、支援しなくてはならない。
- (2) 与えられるべき情報
- 借り手に対して与えられるべき情報は次のような内容を含まなくてはならない。
- (A) 実行可能な範囲において、ローンを受けることが、他の学生援助の方法を受ける資格の有無に及ぼす影響
 - (B) 約束手形の使い方に関する説明
 - (C) 返済開始前の利息の発生や元金化に関する情報
 - (D) 在学中の利息の支払い方法のオプション
 - (E) 在学要件（履修要件＝half-time enrollment）の定義、および在学要件を満たさなくなった場合の帰結
 - (F) 在学年限の途中で退学しようとする場合に、在籍機関の担当部署に連絡することの重要性の説明。これにより当該機関は Exit Counseling を実施することができる。
 - (G) 負債の額に応じた要返済月額の例
 - (H) 当該教育課程を修了するしないにかかわらず、借り手はローンの全額を返済する義務を負うことの説明
 - (I) 信用履歴への不利益、連邦法に基づく延滞債権の回収手続きと訴訟についてなど、債務不履行時に予想される帰結
 - (J) 「全国学生ローン情報システム」（National Student Loan Data System）に関する情報と、自分の記録に対するアクセスの方法
 - (K) 借り手の権利と義務、ローンの契約条件等についての疑問を持ったときに、学生が連絡することのできる担当者の氏名等に関する情報

第 488 条(b) 借り手に対する Exit Counseling

- (1)(A)

各有資格機関は、学生支援担当部署等を通じて、FFELP ローン（統合ローンおよび PLUS ローンを除く）、FDLP ローン（統合ローンおよび PLUS ローンを除く）、パーキンスローンの借り手に対して、当該機関の学習課程を修了する以前、もしくは当該機関から離れる際にカウンセリングを行わなければならない。このカウンセリングには以下に示す内容を含まなくてはならない。

 - (i) 利用可能な返済方法に関する情報。各返済方法の特徴と返済の典型例（各返済方法の下での、予想される毎月の返済額、支払うべき利子や返済総額の違いに関する情報）
 - (ii) 債務の返済を容易にするための負債管理のストラテジー
 - (iii) 繰り上げ返済や返済方法の変更が可能であることの説明
 - (iv) 返済の全額または一部免除の条件についての説明と返済免除にかかる文書の配布
 - (v) 返済の猶予の条件についての説明と返済猶予にかかる文書の配布
 - (vi) 債務不履行時の帰結。信用履歴への不利益、連邦法に基づく延滞債権の回収手続きとそそ用についてなど。
 - (vii) 統合ローンおよび連邦統合ローンに関する情報

＜参考文献＞

- American Council on Education (2004) *Missed Opportunities: Student who do not apply for financial aid*. American Council on Education
- American Council on Education (2005) Students Failing to Apply for Financial Aid. *The Presidency Winter 2005*, American Council on Education, 27
- Avery, C. and Kane, T. J. (2004) Student perceptions of college opportunities: The Boston COACH program. Hoxby, C. M.(ed). *College Choices The economics of where to go, when to go, and how to pay*. The University of Chicago Press. 355-394
- Berkner, L. K. and Chavez, L. (1997) *Access to post secondary education for the 1992 high school graduates*. Statistical Report, NCES 98-105, U.S. Department of Education, Office of Educational Research and Improvement, National Center for Educational Statistics.
- Burdman, P. (2005) *The student debt dilemma: Debt aversion as a barrier to college access*. Project on Student Debt, The institute for College Access and Success, Inc
- Callender, C., and Jackson, J (2005) Does the fear of debt deter students from higher education? *Journal of Social Policy*, 34, 509-540
- Chritou, C. and Haliassos, M. (2006) How do students finance human capital accumulation? The choice between borrowing and work. *Journal of Policy Making*, 28(1), 39-51.
- Consumers Union (2007) *Helping families finance college: Improved student loan disclosures and counseling*. Consumers Union
- Gradieux, L. and Perna, L. W. (2005) *Barrowers who drop out: A neglected aspect of the college student loan trend*. The National Center for Public Policy and Higher Education.
- Hill, C. B., Winston, G. C. and Boyd, S. A. (2005) Affordability: Family incomes and net prices at highly selective private colleges and universities. *Journal of Human Resources*, 40(4). 769-790
- McDonaough, P. M. and Calderone, S. (2006) The meaning of money: Perceptual differences between college counselors and low-income families about college costs and financial aid. *American Behavioral Scientist*, 49, 1703-1718.
- National Association for College Admission Counseling. (2007) *Balancing Acts: How high school counselors view risks and opportunities of student loans*. NACAC
- Perna, L. W. (2007) Understanding high school student's willingness to borrow to pay college. *Research in Higher Education*. 589-606
- Rosenbaum, J. E. (2001) *Beyond college for all: Career paths for the forgotten half*. Russell Sage Foundation.

Terenzini, P. T., Cabrera, A. F., and Bernal, E. M. (2001) Swimming against the tide: The poor in American higher education. *Research Report NO.2001-1*. College Board

第8章 イギリスにおける授業料・奨学金制度改革の動向

第1節 授業料・奨学金制度改革の現状

1. 2006年度の制度改革とその見直しの動向

イギリス¹の大学における授業料は1998年度に初めて導入され、2006年度に大幅に改正された。2006年度の改訂では、大学ごとの可変型授業料設定（variable fee）と大学独自奨学金および授業料相当分教育ローンの創設が規定された。この制度は、当初より3年後に見直すことが規定されており、新制度の効果を検証し見直す仕組みを組み込んでいた。このためのレビュー委員会は、ブラウン卿（Lord Browne of Madingley）を委員長として2009年秋より設置され、2010年春まで、パブリックコメント（エビデンス）を求めている。2010年夏頃は、高等教育フレームワーク（新しい制度設計）について結果を出す予定となっている。しかし、総選挙との関係もあり、委員会の活動は遅れているといわれている。

既に、この見直しに関連して、これまでの授業料と学生の状況について、ロンドン大学のカレンダー（Claire Callender）やロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（LSE）のバー（Nicholas Barr）などの研究者が調査などに基づき、コメントしている。また、高等教育質保証局（Quality Assurance Agency for England, QAA）のピーター・ウィリアムズ局長（Peter Williams, Chief Executive）は学生の質の低下や留学生政策について、発言している²。このように多くの論者が証拠に基づき積極的に論争しているのがイギリスの大きな特徴である。これらについては、後に詳細を述べる。

以上の授業料・奨学金政策を含む高等教育政策を担う大学・イノベーション・スキル省（Department for Innovation, University, and Skills（DIUS））は、2009年6月5日に、ビジネス・イノベーション・スキル省（Department for Business, Innovation, and Skills（BIS））に再編統合された。ビジネスとスキルを結びつけることを重視したためとされている³。なお、政府の重点的な高等教育政策とされている参加拡大（Widening Participation）については、2010年までに18歳以上30歳未満の人口の50%が高等教育へ参加することを政策目標として掲げて

¹ イギリス（連合王国）は、4カ国からなり、教育制度にも相違がある。大学の授業料はスコットランドでは徴収されていない。ここでイギリスとは、イングランドを指す。

² この背景には、学生支援とガイダンスがQAAの調査フレームワークの重要な「監査」対象領域になったことがあげられる（Bartram 2009）。

³ ビジネス・イノベーション・スキル省の担当者ミアン（Mian）氏への聴き取りによる。以下、氏名のみで出典のないものはそれぞれ聞き取りの結果に基づく。

いる。これについても、福祉政策として考えられ、2012 年度には低所得層の上位 50% の参加を見込んでいる。これに関連して、2011-12 年度に上限 1 万ポンドのローンを、4.5 万人を対象に創設するとしている（HM Government 2009）。

2. 現在の授業料と奨学金・ローン

2006 年度に大幅に改革された授業料制度では⁴、当初の最高額は 3,000 ポンドであったが、毎年小幅な値上げがされ、2009 年度は最高 3,225 ポンドである。大学に授業料設定の決定権があるため、実際の授業料額は大学により異なる。ただし、授業料と大学独自奨学金（bursary）の決定には教育機会公正局（Office of Fair Access）との協定（Access Agreement）が必要である。奨学金とローンは、1998 年度以前と 2006 年度以前、2008 年度以前、2009 年度の学生と分かれている。これは、支給額や受給基準などが数年おきに改訂されるためである。なお、授業料は授業料ローンで支払われるため、実質的には卒業後の支払いとなる。このように、大学授業料は大学毎に異なり、奨学金とローンは、度重なる改訂のため、資料によって、若干違いがあり、わかりにくい。以下では、政府の Student Finance Direct England のホームページなどからまとめる。

2-1 2009/2010 年度の新入生から

授業料は最高 3,225 ポンドである。96%とほとんどの大学がこの最高額に授業料を設定している（OFFA, Quick Facts HP）ただし、EU 以外の留学生と大学院生の授業料は、各大学が独自に定めることができ、数万ポンドに達する場合もある。奨学金については、以下の通りである。

生活費給付奨学金(Maintenance Grant)

生活費給付奨学金は、ニードベースの給付奨学金で、2009 年度には家計所得 25,000 ポンド以下では最高 2,906 ポンド支給される。所得 50,020 ポンド以下では、一部給付となり、所得に応じて金額が減額される。50,020 ポンド以上では給付されない。2009 年度には約 3 分の 2 の学生が受給するとみられる（How to Get Financial Help as a Student HP）なお、2007 年度は給付の所得限度額は 6.5 万ポンドであったが、高すぎるという批判があり、2009 年度から約 5 万ポンドに引き下げられた⁵。新しく給付される学生は約 10 万人とみられる（DIUS HP）。

大学独自義務給付奨学金（Bursaries）

2006 年度の改正により、大学は法定授業料最高額（2,700 ポンド）以上の授業料を設定した場合には、大学独自義務給付奨学金を創設しなければならない。現在の法定最低額は 315 ポン

⁴ 2006 年度の授業料改革については、小林(2007)、芝田（2006）などを参照されたい。

⁵ 表 1 では、家計所得 39,796 ポンドで、生活費給付奨学金はゼロとなっており、本文と一致していないが、理由は不明である。

ドで、それ以上が望ましいとされている。受給基準は、ほとんどの場合にニードベースである。先に述べたように、大学が、教育機会公正局（OFFA）との協議を経て、受給基準を自由に決定できるが、ニードベースがほとんどである。最低額は最高授業料の 10%と想定されていたが、315 ポンドと授業料の 10%（322.5 ポンド）以下となったことが批判され、10%にすべきとの論争が起きている。なお、先にもふれたように、授業料の値上げに比例して義務給付奨学金も増加され、授業料の最高額の 10%を維持すべきであるという主張があり、これが現在守られていないことにも批判がある（Daily Mail 2009 年 7 月 2 日、The Times 2009 年 7 月 24 日）。なお、ごく一部の大学では、奨学金は寮費やスポーツ施設利用料などにあてられるが、ほとんどの大学では奨学金はキャッシュで支払われるから、何に使うかは学生の自由である（OFFA）。ただし、支払いは学期の開始の数日後、そのため注意することと大学入試局（Universities and Colleges Admission Service, UCAS）の HP にはある。また、UCAS によると、2008 年度から二度目の学位取得のための学生には支援を行わない（教員や看護やソーシャルワークを除く）。

大学独自裁量給付奨学金（discretionary bursaries）

大学独自義務給付奨学金とは異なり、受給額、受給基準は大学独自に設定できる大学独自奨学金であるが、財源は大学が用意する必要がある。このため、後述するように、大学によって大きな相違があることが論争になっている。

授業料ローン(Student Loan for Tuition Fees)

最高、3,225 ポンドで、授業料相当額がローンとしてスチューデント・ローン・カンパニーから大学に対して直接支払われる。受給額は所得によらないが、学生は全額借りる必要はない。

生活費ローン（Student Loan for Maintenance）

学生居住地、自宅・自宅外、親・本人・配偶者などの所得に応じて変額するローンである。スチューデント・ローン・カンパニーから学生に直接支払われる。ローン限度額のうち、約 75%は、すべての学生に利用可能で、約 25%は資産テストによって支給される。また、もし学生が生活費給付奨学金（Maintenance Grant）に 1,260 ポンド以上受給資格があれば、1,260 ポンド減額される。これは学生のローン負担を減少させるための措置である⁶。表 1 に 2009 年度の所得別居住地別奨学金とローンの金額を示す。

⁶ この額は 2007 年度のものである。表 1 には 2009 年度の所得別居住地別奨学金とローンの金額を示しているため、表と本文の数字は一致していない。

表 8-1 所得別居住地別奨学金とローンの最高額(フルタイム学生)

	最高	4,950 ポンド	6,928 ポンド	3,838 ポンド
家計所得 (単位 ポンド)	生活費給付奨学金	生活費ローン(ロンドン以外自宅外)	生活費ローン(ロンドン自宅外)	生活費ローン(自宅)
18,360	2,906	3,453	5,351	2,381
25,000	1,773	3,453	5,351	2,381
30,000	1,057	3,688	5,586	2,616
35,000	518	4,277	6,125	3,155
39,333	50	4,695	6,593	3,623
39,796	0	4,745	6,643	3,673

データ : Student Finance England, A Guide to Financial Support for Higher Education Students 2009/10 – New Full-Time Students.

2-2 その他の学生支援

上記の給付奨学金とローン以外にも、多くの政府の学生に対する支援制度がある(Student Finance England (2009). A Guide to Financial Support for Higher Education Students 2009/10 -New Full Time Students. Student Finance England, Department of Innovation, Universities and Skills.)

特別支援給付奨学金 (Special Support Grant)

片親家庭、夫婦とも学生で子どもを養育している場合、障害者、60歳以上などに、最高 2,906 ポンドまで支給される。フルタイム学生のみで、生活費給付奨学金と両方の受給はできない。

障害者補助 (Disabled Students' Allowances)

所得にはよらない障害者のための補助金。障害者補助のために必要な備品など (最高 5,161 ポンド)、医療以外のヘルパー (最高 20,520 ポンド)、一般補助 (最高 1,724 ポンド)、交通費の 4 種類がある。

育児給付奨学金 (Childcare Grant)

15 歳以下の子どもを持つ学生が在学中、子ども一人につき、育児費用として、所得に応じ育児費用の 85%まで、最高 1 週間当たり 148.75 ポンド支給される。子ども二人以上の場合には 255 ポンド支給される。

親学習補助 (Parent's Learning Allowance)

子どもをもつ親に対する、親の学習費用の補助で、本人、配偶者、パートナー、子どもの所得

に応じて最高 1,508 ポンド支給される。

成人扶養給付奨学金 (Adult Dependent' Grant)

扶養する成人をもつ学生に対して所得に応じて最高 2,642 ポンドまで支給される。

旅費給付奨学金 (Travel Grant)

学生の留学費用の 1 学期分を所得に応じて、必要経費引く 303 ポンドを支給する。また、医歯系の学生がイギリスで訓練するために必要な旅費についても同様に支給する。

その他の補助

上記以外にも様々な学生支援制度がある。大学を通じて支給される基金 (The Access to Learning Fund) によるものや、医療・ソーシャルワーカー対象の厚生省 (National Health Service, NHS) の奨学金 (bursaries) やリサーチ・カウンシルの基金による所得連動補助 (income-related benefits) や住居補助 (Housing benefits) などがある。さらに、教員訓練給付奨学金 (Initial Teacher Training Bursary) のような特定の職業のための学生支援もある。

さらに、教育減税などには、以下のようなものがある。

児童税クレジット (Child Tax Credit)

労働税クレジット (Working Tax Credit)

さらに、上記は BIS の学生用ガイドによるものであるが、UCAS のホームページには、これら以外に「あまり知られていない報賞 (Awards)」として、軍隊教育給付奨学金、産業報奨金 (Industry Awards) (理工系学生対象)、供給不足の科目に対する学生支援、慈善基金などが紹介されている。

以上の学生支援はフルタイム学生の場合で、パートタイム学生の支援はこれとは異なる。パートタイム学生は、フルタイム学生の 50%以上の履修登録をしていないと学生支援の受給できない。さらに、50-59%, 60-74%, 74%以上で給付奨学金の額が変わり、それぞれ 805, 970, 1210 ポンドとなる。このように、フルタイム学生への支援に比べ、パートタイム学生への支援が非常に少ないことはカレンダーなどが批判している。

また、中等教育の学生支援であるが、教育維持補助 (Education Maintenance Allowance) は、16-18 歳の生徒に対する経済的支援で、週に 10-30 ポンドが支給される。これを受けた生徒は高等教育でも給付奨学金全額を受け取ることができる。低所得層の高等教育進学率を上げるための措置であり、政府では効果が上がっているとしている。

2-3 ローンの返済

ローンは、卒業翌年4月から返済が開始される。返済はPAYE (Pay As You Earn) と呼ばれている所得連動型返済方式である。卒業翌年の4月から、すべてのローンは統合され、所得1.5万ポンドを超える所得の9%を返済する。例えば、大卒平均初任給18,000ポンドの場合、5.19ポンド/週の支払いとなる。 $((18000-15000) * 0.09 / 52 \text{ 週} = 5.19)$ 実質的には、所得の0から3.6%に相当する。繰り上げ返済も可能である。

返済は、国税庁 (HM Revenue and Customs) が雇用主から徴収する。学生は最低額を超えてどの程度の額を返済するかは自由に決定できる。徴収のため、保険番号との連動が必要であり、ローン受給希望者は、国民保険番号 (National Insurance Number, NINO) を応募時に提供しなければならない。また、転職した場合など、SLC に通知する義務があり、これに違反した場合には罰金が科され、ローン残額に付加される。海外移住の場合にも同様の措置がある。なお、5年間の返済猶予制度 (Repayment Holidays) がある。

さらに、返済期間が25年を経過して残額がある場合 (あるいは65歳に達した時) には、返済は免除され帳消しにされる。この制度は、ローン負担に対するセイフティ・ネットとしてきわめて重要とされている (Barr)。

3. 授業料と学生支援をめぐる論点

2006年度の授業料の改革に伴い、高等教育機会や学生支援の大学間格差など、大きな論争が起きている。また、2010年度以降の授業料改革についても、様々な提言がなされている。こうした論争点について、資料や関係者へのインタビューから順次検討していく。

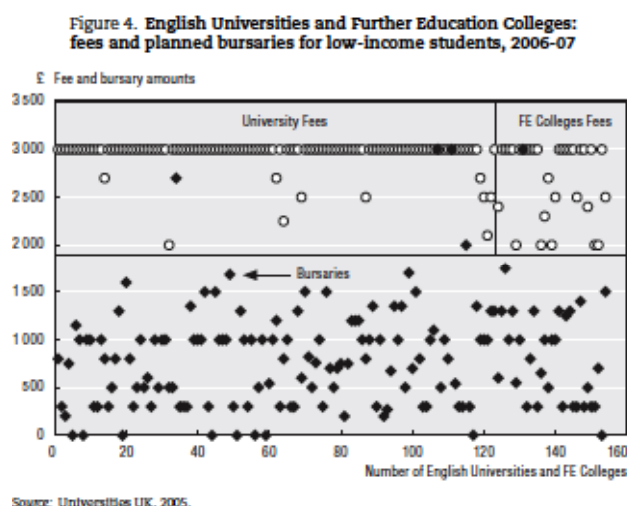
3-1 大学財政への影響と奨学金の大学間格差

2006年度改革により、授業料が3倍値上げされたため、大学財政は明らかに好転したことは、政府だけでなく、インタビューした多くの論者が認めている。問題は、この値上げによる追加収入のうち、どの程度が大学独自義務給付奨学金や大学独自裁量給付奨学金にあてられたかである。

大学独自義務給付奨学金については、2006年度改革で、2,700ポンド以上の授業料を設定した大学には最低300ポンドの大学独自義務給付奨学金の設定が求められた。これについて、OFFAでは、比較的多くの大学が大学独自奨学金に多く支出していると評価している。OFFAによれば、高等教育機関は授業料収入の増加の約4分の1を低所得層の支援のために使っている (OFFA HP 2008年1月24日)。カレンダーらによれば、2006-2007年度にイギリスの大学は95,800万ポンドを大学独自奨学金に費やした。これは授業料増加の収入448,400万ポンドの

5分の1以上である。また、2008年に約4割の学生が満額の給付奨学金（メインテナンス・グラント）、29%が一部の給付奨学金を受給していたのに対して、新入生の約3分の1が平均980ポンドの大学独自奨学金を受給していた（Callender and Heller 2009）。

図 8-1 大学独自奨学金の分布



Source: Ward and Douglas 2006, p. 17.

特に大きな論争点となっているのは、大学別に受給額や受給率に格差が生じていることである。大学に奨学金の決定に裁量権を認めたために、個別大学ごとに奨学金の受給率と受給額は大きく異なることになった。2008年度で義務給付奨学金は、大学により310ポンドから3,150ポンドと大きな差がある。約8割の大学は、最低水準の310ポンド以上に設定している。このうち約6割は、2.5から6万ポンドを受給基準の上限に設定しているが、15%は6万ポンド以上に設定している。さらに、5%の大学ではすべての学生に義務給付奨学金を支給している（OFFA Quick Facts）。生活費給付奨学金と同じ受給基準で同額を支給する大学や、50から2,000ポンドまで所得に応じたスライドスケールで支給している大学もある。このように各大学が独自で受給基準を決定できるため、大学によって受給率や受給額に大きな差異がある。

この大学間格差については、イギリス議会報告書でも、大学によって、同じ経済状況の学生でも奨学金の受給に大きな相違があることが指摘されている（House of Commons Universities, Innovation, Science and Skills Committee 2009）。また、図1は、大学別の授業料水準と大学独自奨学金の分布を示したものであり、授業料がほとんど3,000ポンドの上限に設定されているのに対して、大学独自奨学金については、大学毎に様々な設定がなされていることが示されている（Ward and Douglas 2006）。

他方、テンプルらは、2006年度の授業料改革が高等教育機関にどのような影響を与えると予

想されるか、2005 年に 15 大学にインタビュー調査を実施した。主な知見は以下の通りである (Temple, Farrant and Shattock 2005)。

- ・ 大学は可変型授業料の学生募集への影響は不確実であると考えている。
- ・ しかし、可変型授業料政府の施策は、高等教育参加を拡大し、大学の教育市場での位置の変更を助けると回答している。
- ・ 政府の施策の変更の結果として、大学が戦略的な変更をするという様子はない。

これに対して、OFFA とロンドン大学バークベック校 (Birkbeck) の調査は、選拔性が高く資力もあるラッセルグループ (20 のトップ研究大学) の大学の学生は 2 倍の奨学金を受給していることが示されている (Callender, Wilkinson and Hopkin 2009)。さらに、カレンダーによれば、OFFA のアクセス協定 (Access Agreement) は高等教育機関が提供する学生への経済的支援の一部しか示さないことに注意する必要がある。たとえば、大学独自裁量給付奨学金は対象に含まれていない。アクセス協定以外の学生への経済的支援の情報は、直接インタビューをしなければわからない。このため、カレンダーらは OFFA と共同で 117 の大学へのインタビュー調査を行った。その結果の概要は以下の通りである。117 の大学は 303 の奨学金とスカラシップを持っている。このうち 60% はニードベースである。38% の大学が裁量給付奨学金をもっており、その多くがニードベース以外である。学生支援が多いのは、とりわけ 1000 人以下の規模の大学 (90%)、タイムズのグッド大学ガイドのトップテン (89%)、ラッセル・グループ (77%) となっている。さらに入試成績の最高の大学 (87%)、公立高校以外 (80%)、低所得層 (71%) となっている。このように、上位の大学が低所得層の参加を拡大するために奨学金を用いている。

92% の大学が奨学金を現金で払っている。金額的にも高選抜度の大学が気前がいい。トップテンの大学の平均額は 1,794 ポンド、ラッセル・グループは 1,791 ポンド、オックスフォードは 1 年生に 4,000 ポンド、2 年生には 3,000 から 100 ポンドまでとなっている。これに対して、ランク 91-109 位では 642 ポンド、芸術系は 671 ポンド、新大学 (1992 年度以降大学に昇格した 28 大学、新世紀大学 (ミリオン・プラス) とも言われる) では、680 ポンドとなっている。また、ノンニードベース奨学金とスカラシップは、高等教育カレッジ (63%)、新世紀大学 (55%)、91-109 位 (61%) など選抜度の低い大学に多い。これらのことは、こうした大学では、奨学金とスカラシップが大学の競争に用いられていることを示している。メリットベースの奨学金の 78% はノンニードベースである。しかし、31-50 位で 50%、旧大学で 45% と低くなっている。

なお、特定の学科や進学率の低い地域に支給するなど、同じ大学内でも支給基準が異なる場合もある。たとえば、ロンドン大学ロイヤル・ハロウェイ校 (Royal Holloway) の例では、1,000 ポンドを競争的に学生に支給している。学科特定の奨学金の 82% はノンニードベースとなっている。

大学独自奨学金を学年別にどのように支給するかについても大学による差が見られる。後払い（高学年ほど多い）の例は、ロンドン・サウスバンク大学 1 年生 500, 2 年生 750, 3 年生 750, 最終学年 + 250 ポンドとなっている。これに対して、前払い（低学年ほど多い）は、オックスフォード大学などで採用されている（Callender 2010）。

大学に独自奨学金の決定権を認めたために、同じ低所得層でも、オックスフォードやケンブリッジのような低所得層が少なく、財力のある大学の学生は、最近大学に昇格した低所得層の多い、財力に乏しい新世紀大学（ミリオン・プラス）の学生の約 3 倍もの給付奨学金を得ている、と言われている。ラッセル・グループでは貧困層は約 1 割であるのに対して、新世紀大学では約 3 分の 1 と多くなっている。このため新世紀大学では、旧大学の 19% に比べ、授業料収入の増加分の 24% と多くを奨学金にあてているにもかかわらず、こうした差が生じている（Callender and Heller 2009）。個々の大学別には、授業料収入の増加分の 6 から 48% と大学による差が大きい（Callender, Wilkinson and Hopkin 2009）。

また、大学独自義務奨学金はほとんどニードベースであるのに対して、大学独自裁量給付奨学金の約 4 分の 1 はメリットベースで、所得格差に対して逆進的であるという批判もある（Callender and Heller 2009）。とくに中位の大学が大学競争のために奨学金を用いているため、メリットベースで非常に逆進的という批判もある（Callender 2010）。

この大学間格差を解消するために、大学独自奨学金を廃止して、全国統一奨学金制度（National Bursary Scheme）の提唱もみられる（Chester and Bekhradnia 2009）。現在の大学裁量給付奨学金はポータブルではない。つまり、転学しても同じ奨学金を受給できるわけではない。こうした点を改めるために、全国一律の制度が必要であるという主張である。しかし、こうした全国一律の制度は、大学間の競争を阻害し、大学の質や機会均等にかえって悪影響を与えるという意見（Barr）や大学の自治や責任を損なう（Callender 2010）という反論もあり、論争中となっている。

また、フルタイム学生への学生支援が充実しているのに対して、パートタイム学生への支援が遅れているという批判もある。既に述べたように、パートタイム学生はフルタイム学生の 50% の授業を履修しないと受給の対象にならない。カレンダーらの調査によれば、パートタイム学生の 9 割は経済的支援を受けていない。なお、パートタイム学生の約 3 分の 1 は雇用主から何らかの援助を受けている（Callender and Heller 2009）。

なお、オックスフォードとケンブリッジ（Oxbridge）大学では、低所得層の割合が低く、社会的混合（social mix）が遅れているということはかねてより批判されてきた。より多くの裁量給付奨学金をこのために当てるべきだとの主張もある（Daily Telegraph 2008 年 9 月 18 日）。

3-2 学生生活への影響

2006 年度改革の学生生活への影響について、2008 年の「学生生活調査」(Student Income and Expenditure Survey, Johnson et al. 2009)によれば、2004 年に比べ、フルタイム学生は両親への経済的依存を低めてアルバイトと政府の経済支援すなわちローンとグラントに次第に依存するようになったことが示されている。フルタイム学生ひとりあたりの負債の推計額は 7,800 ポンドで、ローンは学生の総収入の 38 パーセントを占めている。何らかのローンを借りているフルタイム学生は 93 パーセントに達し、パートタイム学生でも 62 パーセントとなっている。パートタイム学生では、負債 8,889 ポンドのうちローンが 7,961 ポンドを占めている。

これに対して、41 パーセントの学生が生活費給付奨学金を受給し、平均額は 2,088 ポンドとなっている。また、35 パーセントの学生が大学独自奨学金を受給している。これは、2005 年度までの旧システムではわずか 4 パーセントに過ぎなかったのに比べ大幅に増加している。平均額は 980 ポンドとなっている。

収入のうち、家計給付の平均は 2,045 ポンドで収入計の 20 パーセントとなっている。これに対して、フルタイム学生のアルバイト収入平均は 2,108 ポンド、収入計の 20 パーセントを占めている。パートタイム学生では、アルバイト収入は 9,580 ポンドで収入計の 71 パーセントを占めている。なお、53 パーセントの学生が学期中にアルバイトをしている。

イギリスの高等教育の費用負担は公から私へ、親から子へシフトしているが、学生生活調査でも、そのことが明確に示されている。

3-3 高等教育機会への影響

2006 年度の授業料や大学独自奨学金制度に対する評価は大きく分かれている。なかでも、高等教育機会への影響が論争となっている。約 3 倍のも授業料の値上げが、たとえ大学独自奨学金があったとしても、高等教育機会に影響を与えたと考えられるからである。2010 年までに高等教育進学率を 50%にするという参加拡大 (Widening Participation) の政府の目標の達成は遅れていて、達成は困難と見られる。

高等教育機会への影響に関するこれまでの実証研究の結果について、デアードン (Dearden) らの論文がレビューしている (Dearden et al. 2008)。2006 年度改革の進学機会の所得階層間格差への影響については、評価が分かれている。たとえば、大学・イノベーション・スキル省 (DIUS) によれば、2006 年度改革は、低所得層や社会的不利益層 (disadvantaged groups) の高等教育機会に大きな影響を与えていないとされている⁷。低所得層の高等教育進学率は 2002 年度に比べて 3 %上昇したとされている。また、初中等教育で無料給食 (free meal) を受けている者の

⁷ 2009 年 9 月の同省担当者へのインタビューによる。

進学率は 2006 年度以降も増加している (Higher Education Finance Committee England (HEFCE), Young Participation in Higher Education, 2005, BIS 2009)。また, 2006 年度に約 3 分の 1 の学生が給付奨学金を全額受給できると予測したが, 実際には約 4 割となったとしている (DIUS ホームページ 2009 年 7 月 1 日)。

また教育機会公正局 (OFFA) によれば, 低所得層や他の不利益な層の学生 20 万 5 千人以上が 2007-08 年度に大学独自給付奨学金かスカラシップを受給している。このため 1 億 9 千 2 百万ポンドが使われ, このうち 70% 以上は所得 17,910 ポンド以下の 13.3 万人の低所得層のために, 典型的には 1,000 ポンドの大学独自給付奨学金として使われたとしている。また, 学生全体では 42% が大学独自給付奨学金かスカラシップを得ている (OFFA ホームページ 2009 年 3 月 26 日)。なお, 低所得の定義は, 48,330 ポンド以下とされている (OFFA, Access Agreement Monitoring Outcomes for 2006-07)。

こうした低所得層の高等教育機会への影響は少ないという政府の主張は, バー, 高等教育政策研究所 (Higher Education Policy Institute, HEPI) のベクラドニア (Bekhradnia) 所長や, ロンドン大学のヴィニョール (Vignoles) ら, 大学協会 (Universities UK, UUK) など研究結果から支持している。ベクラドニアは, UCAS のデータを用いて, 3 倍の授業料値上げのため, 2005 年度には, 駆け込み的な志願率の上昇が見られ, 2006 年度は前年度に比べ若干減少したが, 2004 年度に比べ増加しており, その後も一貫して上昇しており影響はない, としている。また, 授業料を導入していないスコットランドと比較してもイングランドの進学率が大きな差がないことも授業料が進学に影響を与えていない根拠だとしている。さらに, ヴィニョールらは, 他の要因をコントロールすると, 所得の進学への影響はみられないとしている。

これに対して, 大きな影響があると主張する研究者もいる。たとえば, カレンダーらは, 学生の選択に経済的要因が影響を与えていることは 2007-08 年度の学生生活調査など多くの調査結果から明らかであるという。この調査によれば, 学生の 35% は学生支援の利用可能性が進路選択に影響を与えたと回答し, その多くが学生支援なしでは進学は不可能だったとしている。なお, この比率はフルタイム学生でもパートタイム学生でもほとんど同じである。

さらにカレンダーは, OFFA の調査は低所得層しか対象にしていないため, 正確な比較はできないと批判し, OFFA と共同で新しい調査を実施し, 学生の費用の認識は, 家計所得より重要な進路決定因となっている, と主張している (Callender, Wilkinson and Hopkin 2009)。後に情報ギャップの問題で述べるが, 低所得層ほど高等教育の費用を高く見積もる傾向があるといわれており, このため, 費用の認識の差は進学機会に大きな影響を与えと考えられる。

また, スタッフォードシャー大学の研究センターの, イギリス中部の 2 つの大都市圏の 16 歳から 20 歳の学生調査の結果によると (Davies et al. 2008), 進学決定者のなかで, 財政的な考慮が自宅か自宅外通学かに大きな影響を与えたとしている。また, 奨学金のレベルは進学決定に非

常にクリティカルで、約3分の2の学生が2000ポンドの奨学金は進学決定に大きな影響と回答している。しかし、家計所得3.5万ポンド以上の学生のうち6%だけが、奨学金は大学を選ぶ際の要因としている。(学生平均では11%)

こうした調査結果に対して、ベクラドニアやヴィニョールは、2時点間の調査に過ぎないし、アンケート調査は行動の結果ではなく、意識をたずねているに過ぎないと反論している。いずれにせよ、証拠に基づき活発な論争が展開されている。

なお、学生支援の大きな目的は、進路選択に影響を与え高等教育機会を広げるだけでなく、学業継続を支援することにある。この点について、2006年度改革以前であるが、2001,2002年度のもの教育機会給付奨学金(Opportunity Bursaries)が、学業継続に効果があったことが明らかにされている(Hatt 2005)。また、Westらは、2大学の教育機会給付奨学金受給者と非受給者を比較して、受給者はアルバイトが学業の妨げになっている者が少ないこと、教育費負担が進学の妨げになっている者も少ないことを明らかにしている(West et al. 2009)。

3-4 ローン回避問題

2006年度改革によって生活費だけでなく、授業料もローンによって支払われるようになったため、学生は平均約2万ポンドの借金を抱えて卒業することとなった。このためローンの負担が問題となっている。とりわけ低所得層では、ローン負担を恐れて、ローンを回避するため、自宅通学を選択したり、ひいては大学進学を断念するのではないかということが問題とされた。

ローン回避が大きな問題であることをカレンダーは、調査結果に基づき提起し、その後活発な論争が起きることとなった。バーはローン回避がローンの最大の難点のひとつであることを認め、その解決のために、25年以上で帳消しとなる所得連動型ローンの導入を提起した(Barr 2001)。このため、2006年度改革の後で、ローン回避傾向がなお生じているのかが争点となっている。

スタッフォードシャー大学の研究センターのイギリス中部の2つの大都市圏の16歳から20歳の学生調査の結果によると、進学予定学生は授業料と奨学金の変化に混乱していることを示す証拠があり、大学非進学を決定した学生の59%が、負債回避が決定に影響したと回答している(Davies et al. 2008)。

また、ウェスト(West)らは、AimHigher(イギリス政府の大学進学促進政策)の教育機会給付奨学金(Opportunity Bursary)(2001/02から2002/03)の応募者を調査した結果、約8割の学生が負債の恐れを感じていることを明らかにした(West et al. 2006)。さらに、先に紹介した学生生活調査によれば、フルタイム学生の25パーセントとパートタイム学生の32パーセントが、負債への関心が進学を阻んだとしている(Johnson et al. 2009)

これに対して、ローン回避は提起されているほど大きな問題にはなっていないというのは、ミン、バー、ベクラドニア、ヴィニョールらで、いずれも先の高等教育機会の場合と同様、アン

ケート調査では、ローン回避と回答する傾向があるにしても、実際の行動は異なると主張している。Mian は、82%の学生が生活維持ローンと授業料ローンを受給しているが、ローンを受給していないのは高所得層に多く、中低所得層の学生はローンを組むことに躊躇していないとしている。また、バーは、高学力の学生はローンを組むことに抵抗はないばかりか、ローン負担は進学 of 阻害要因になっていないし、一般に給付奨学金は参加拡大に重要とはいえないとしている。バーは、授業料収入の増加分を大学独自給付奨学金に使うことにも反対で、これは参加拡大に回すべきだとしている。しかし、ローン回避ではなく、負債回避が問題であり、将来が不安定であれば、進学を断念するような場合には、帳消しのある所得連動型ローンでもこの問題は完全に解消できないため給付奨学金が必要であるが、その規模はごく小規模であるべきだとしている、ヴィニョールは、先の高等教育機会の場合と同様、カレンダーらの調査は、一時点に過ぎないと批判している。

3-5 授業料の引き上げ

2006 年度改革の見直しの最大の争点は、授業料の上限をどこまでとするかである。これについても、様々な意見が見られる。たとえば、イギリス大学協会 (Universities UK, UUK) は 5,000 ポンドまで引き上げても需要に影響しないとして、上限 5000 ポンドを主張 (2009 年 3 月 19 日のホームページ) している。さらに、Oxford は上限 7000 あるいは 10,000 ポンドと主張している。商工会議所 (the Confederation of Business Industry) の高等教育タスクフォース報告書も値上げは不可避と主張している (Higher Education Task Force, the Confederation of Business Industry 2009)。また、1994 研究大学グループは、7,000 ポンドの上限を主張している (The Times Higher Education Supplement, 2009 年 10 月 29 日)。なお、UUK の学長 (Vice Chancellors) は、7,000 ポンド (Daily Miller 2009 年 7 月 28 日)、場合によっては、2 万ポンドまでの上限もあり得るとしているという記事もある (The Independent 2009 年 3 月 26 日)。さらに、労働党も保守党も、7,000 ポンドで合意したという観測記事もある (The Sunday Times 2009 年 7 月 26 日)。全国学生組合 (National Student Union) は、値上げ自体に一貫して反対している (The Guardian 2009 年 7 月 28 日)。このように、授業料をどこまで引き上げるかは、社会的にも大きな関心事になっている。

これについて、ベクラドニアらは、授業料の上限をあげれば、費用は高くつくことになり、政府は公財政支出なしに授業料のキャップをあげることはできないとして、5,000 ポンド上限の場合と 7,000 ポンド上限の場合について、フルに給付奨学金、ローンと併用、学生負担の 3 つのオプションで試算を行っている。この結果、低所得層の学生は、将来の期待所得が現実化しなければ高いリスクを持つことと、授業料の引き上げは、低所得層の少ない大学ほど便益が大きいことを示している (Chester and Bekhradnia 2008)。さらに、全国奨学金スキームの場合に、同様

の試算がなされている (Chester and Bekhradnia 2009)。いずれにせよ、2006 年度改革の見直しの最も焦点であることは確かであり、今後の推移が注目される。

3-6 利子補助の問題

2006 年度の新制度のローンは、先にみたように、インフレ分を除いて、実質無利子である。言い換えれば、政府が多額の利子補給をしている。バーによれば、この利子補給は、ローン総額の約 30 パーセントにものぼると推計されている (Barr 2009)。また、カレンダーらによれば、2006 年度の新授業料政策による、新しいグラント、実質ゼロ利子率、25 年後の帳消しなどの追加的費用は 11 億ポンドと推計されている。政府の負債は総額 150 億ポンドにのぼり、大きな負担になっている (Mian)。

また、利子補給は、ローンを利用する可能性の高い中所得層に対する補助になっているため、これを廃止すべきだという意見もある (Barr)。バーは、18 歳からでは参加拡大 (Widening Participation) は遅く、より早く施策を進めるべきだと主張している。利子補給は、返済期間を長期化するだけで、25 年間で帳消しになる以上、利子補給は不要である。所得連動型ローンでは、利子補給か帳消しになるか、いずれかが必要であるが、両方は必要ではない。このため、ローンの利子補給を参加拡大 (WP) に回すべきだと主張している。

また、ヴィニョールらの調査では、大学進学の変因を多変量解析すると、最も重要な変因は学業成績であり、学業成績をコントロールすれば、教育費による相違は見られなくなる (ただし、支援の種類は重要で所得連動型ローンは阻害要因とならない)。このため現在の利子補給は学力の高い中所得層に有利で学力の低い低所得層の助けにはなっていない。また、情報ギャップやアスピレーションも大きな変因である。学力はアスピレーションと関連が強い。これらから、大学より大学以前の問題を解消することが進学機会の保障にとっては重要であるとしている。しかし、グリニッジ大学のアインレー (Ainley) は、学力をコントロールすれば進学格差がなくなるものの、学力自体が大きな階層差を持っていることや職業学校からの進学が困難なことが問題だとしている (Ainley, Narrowing Participation)。

3-7 情報ギャップと進学阻害要因

大学進学情報とりわけ奨学金などの学生支援に関する情報を学生・家計が十分受けていないのではないかという問題は、イギリスだけでなく、アメリカや中国などでも大きな問題となっている。たとえば、大学進学費用を過大に見込んでいるのではないか、あるいは学生支援の額を過小に見込んでいるのではないか、大卒後の期待所得を過小に見積もっているのではないかという問

題である⁸。イギリスでは、とりわけ 2006 年度改革によって創設された大学独自奨学金についての情報が十分周知されていないのではないかとすることが問題とされている。たとえば、OFFA のレポートでは、受給資格のある学生の 10%が奨学金を受給していない、としている。(BBC 2009 年 3 月 26 日)

先にふれたカレンダーらの、2008 年の 117 の大学、5,000 人の学生、114 人の学生の親、150 人の高等教育アドバイザーへの調査では、彼らは、奨学金を知らない、正確な知識や理解の欠如、情報を求めるタイミングなどの問題があることを明らかにしている。カレンダーらの調査では、約 3 分の 1 の親しか、給付奨学金の正確な額を知らなかった。約 3 分の 1 は、過大に評価し、約 2 割は過小に評価し、残りの親はわからないと回答している。さらに、正確な情報を持つ学生・家計は金融知識を持つ高所得層に多く、不正確な情報を持つ学生・家計は低所得層に多いことが想定され、「情報ギャップ」が問題とされている。

さらに、この調査によれば、55%の親が奨学金は複雑すぎる、と回答しており、約 3 分の 2 の親と高等教育アドバイザー、半数の学生が、奨学金は理解困難と回答している。本来は、進路指導専門家であるはずの高校の高等教育アドバイザーもよく知らないことが大きな問題であると主張している。高等教育アドバイザーは、日本の進路指導担当教員やカウンセラーにあたり、学生や親より奨学金について高いレベルの知識を持っているにもかかわらず、こうした問題がある (Callender, Wilkinson, and Hopkin 2009)。

その理由の一つは、奨学金の情報提供は UCAS への申請の時より大学から提供されるが、大学は大学独自給付奨学金に関する情報提供を申請時に集中させるより、大学開放 (opening day) や高校訪問 (out reach) など、入学プロセスの多くに分散させているため、一部の学生、多くの親、高等教育アドバイザーは、奨学金についての情報提供が少ないと回答している。カレンダーらは申請時に情報を集中させれば、進路選択により影響を与えると主張している。奨学金やローンの応募は、UCAS への大学志願申請より前でも可能である。政府の公式ガイド ((Student Finance England 2009)でも早いほどよいとある。進学先が決まらなくても、仮の第 1 希望の進学先を記入すればいいと説明している。これは、進学の規定要因に教育費負担がなることを軽減するとともに、早く奨学金やローンの支給を受けるための措置であり、わが国の予約奨学金にあたると言えよう。しかし、裏を返せば、学生支援の認知が低いため、応募が少ないという問題が残されていると見られる。

また、カレンダーらは、HEBBS (Higher Education Bursary and Scholarship) のデータシェアリングシステムに問題があるため、多くの学生はスチューデント・ローン・カンパニー (SLC) に情報提供をしないため、受給資格のある奨学金を受給できない、としている。(Callender,

⁸ アメリカにおける情報ギャップの状況と金融教育については、本報告書の第 7 章を参照されたい。

Wilkinson, and Hopkin 2009)

また、カレンダーらの調査では、ラッセル・グループの大学の学生は奨学金の情報にアクセスしやすいという情報ギャップがあり、奨学金受給予測している学生はアルバイトの必要性が少ないと回答している。また、奨学金は、大学へ申請するため、奨学金を知らなくて申請しない学生が多いとしている。この点は、とくに新しい制度の開始された2006年度には大きな問題となり、大学は、本来奨学金に回すべき金を使わないですんだ (Observer 2008 年 2 月 3 日) ので、大学の金庫は金でうなっている、という皮肉な記事もある (Daily Miller 2009 年 6 月 28 日)。

スタッフォードシャー大学の調査でも、37 名のインタビューをした学生のうち 7 名だけが奨学金の多様性を明確に理解していた。

ヴィニョールらも、同様の情報ギャップの存在を示している。特に不利益層で情報が不足しており、その原因は制度の複雑さにあるとしている (Watson, Temple)。同様に、カレンダーらは、学生支援の単純性と支援の目標はトレードオフの関係にあることを示している (Callender, Wilkinson, and Hopkin 2009)。

しかしヴィニョールは、情報ギャップは大きな問題としながらも、先にもふれたように低所得層の進学阻害要因として最も大きい影響をもつのは学力であるとしている。LSE では授業料収入の増加分の 30%を給付奨学金に使っているが、これは参加拡大に回し、情報ギャップ、アスピレーション、進学準備 (学力向上を含む) に用いるべきだと主張している。

4. まとめ

イギリスの授業料・奨学金制度は改革に次ぐ改革を続けてきた。その結果、北欧諸国などとならぶ「世界で最もきまえのいい学費制度」(Watson) となっている。また、制度的にも給付奨学金と所得連動型ローンを組み合わせ、さらに 25 年で帳消しとなるセイフティ・ネットなどの整備も行われ、ローン回避の問題にも対応している。こうした制度は、何より「学生中心」であり、「教育機関中心」の日本とは対照的である (Watson)。

しかし、イギリスの制度は、改革続きのため、安定性に欠け複雑すぎ、情報ギャップを生むという問題点を持っているし、これですべての問題が解決できたわけではない。何より大学に授業料と大学独自奨学金の決定権をみとめたために、学生支援の大学間で大きな格差を生んでいることが最大の問題である。これについても、証拠に基づき、多くの論争がなされている。政治的理由で遅れがちとはいえ、新制度の効果を発足時から検証し見直す仕組みを、導入時から組み込んでいたということも重要な特徴である。新制度は必ず予期せぬ結果をもたらすということを考慮しているからである (Watson)。翻って日本の状況をみると、改革は進んでいないし、証拠に基づく論争や政策決定に乏しい。日本の学生支援制度を検討するためには、内容だけでなく、こう

した改革の進め方についても、イギリスの経験から得るところは大きいと思われる。

<参考文献>

小林雅之編 (2007)『諸外国における奨学制度と奨学金の社会的効果に関する調査研究』 文部科学省委託事業報告書。

芝田政之 (2006). 「英国における授業料・奨学金制度改革と我が国の課題」『大学財務経営研究』第 3 号: 89-112.

Ainley, Patrick, Fees: Nicholas Barr has got it wrong, OpinionpanelResearch –The Student Panel, 25, April 2009.

Ainley, Patrick, Narrowing Participation (mimeo).

Barr, N. (2001). *The Welfare State as Piggy Bank*, Oxford U. P.

Barr, N. (2009). The Great Debate. *London Student*. 2009.9.21.

Barr, N. (2009). "Financing Higher Education: Lessons from Economic Theory and Reform in England." *Higher Education in Europe*, 34(2).

Barr, N. (2004). "Higher Education Funding." *Oxford Review of Economic Policy* 20(2): 264-283.

Barr, Nicholas, A Way to Make Universities Universal, *Financial Times*, Nov 21, 2002.

Bartram, B. (2009). "Student Support in Higher Education: Understandings, Implications and Challenges." *Higher Education Quarterly* 63(3): 308-314.

Callender, C. and Donald E. Heller (2009). The Future of Student Funding in England. *First Class? Challenges and Opportunities for the UK's University Sector*. K. Withers, Institute for Public Policy Research: 56-72.

Callender, C., D. Wilkinson, and Rebecca Hopkin National Institute for Economic and Social Research (2009). OFFA Research on the Awareness and Take-up of Institutional Bursaries and Scholarships in England, Office of Fair Access Birkbeck University of London.

Chester, J. and B. Bekhradnia (2009). Financial Support in English Universities, HEPI.

Callender, C. (2010). "Bursaries and Institutional Aid in Higher Education in England." *Oxford Review of Education*, 36(1).

Chester, J. and B. Bekhradnia (2009). Financial Support in English Universities, HEPI.

Chowdry, H., Anna Vignoles, et al. (2009). "Widening Participation in Higher Education: Analysis using Linked Administrative Data."

Davies, P. et al. (2008). Knowing Where to Study?, Institute for Education Policy Research
Institute for Access Studies, Staffordshire University.

Department for Business, Innovation and Skills (BIS) (2009) Full-time Young Participation
by Socio-Economic Class (FYPSEC)

Department for Education and Skills, Student Loans and the Question of Debt. (2006 年度以
前)

_____, Improving the Student Finance Service, 2006.

Department for Innovation, Universities and Skills, Customer Satisfaction with Higher
Education Financial Support Arrangement- 2006/7, COI Communications and Jigsaw
Research, DIUS Research Report 08 03, 2008.

Fazackerley, A., C. Callender, et al. (2009). Educating Rita?, *Policy Exchange*.

HM Government, New Opportunities: Fair Chance for the Future, 2009.

Higher Education Funding Council for England (HEFCE), Young Participation in Higher
Education, 2005

Higher Education Task Force, Confederation of Business Industry (2009). Stronger
Together.

House of Commons and Universities Innovation, Science and Skills Committee, (2009).
Students and Universities. 11.

Johnson Claire et al., Student Income and Expenditure Survey 2007/08 English-domiciled
Students, Department for Innovation, Universities and Skills DIUS Research Report 09
05, 2009.

Office for Fair Access (2009). Access Agreement Monitoring: Outcomes for 2007-08, Office for
Fair Access.

Student Finance England, Fast Facts: Get the FAST Facts on Student Finance in England.
_____, How to Get Financial Help as a Student, 2009.

_____, Application for Student Finance 2009/10.

_____, Student Loans: A Guide to Terms and Conditions 2009/10.

_____, Higher Education Student Finance –How You are Assessed and Paid 2009/10.

_____, A Guide to Financial Support for Higher Education Students 2009/10 – New
Full-Time Students.

_____, A Guide to Financial Support for Higher Education Students 2009/10 – Existing
Full-Time Students.

Office for Fair Access, OFFA, Access Agreement Monitoring Outcomes for 2006-07.

- Temple, P., J. Farrant, et al. (2005). New Variable Fee Arrangements: Baseline Institutional Case Studies for the Independent Commission, Institute of Education, University of London.
- Ward, D. and J. A. Douglass (2006). "Higher Education and the Spectre of Variable Fees." *Higher Education Management and Policy* 18, No. 1: 9-36.
- West, A. et al. (2009) "Examining the Impact of Opportunity Bursaries on the Financial Circumstances and Attitudes of Undergraduate Students in England." *Higher Education Quarterly*, 63(2): 119-140.
- West, A. et al. (2006). Evaluation of Aimhigher: Excellence Challenge Synthesis Report: Surveys of Opportunity Bursary Applicants and Economic Evaluation, Department for Education and Skills.

第2節 イギリスにおける Widening Participation 政策の実際

1. はじめに

高等教育への参加拡大と費用負担の問題は、イギリス、日本を含め、ほとんどの先進諸国が直面している大きな課題であり、また、アフリカ諸国など発展途上国においても関心が高まっている(Morley and Lugg 2009)。高等教育機会の拡大は、高等教育システムの多様化を同時に意味することになる。したがって、高等教育への参加機会が開かれているか否かだけではなく、どのような機会が開かれているのかという質の問題にも、関心が払われる必要がある。イギリス政府は、2010年までに18歳以上30歳未満の人口の50%が高等教育へ参加することを政策目標として掲げている(DFES 2003)が、その一方で、財政難の問題から、政府が財源として負担することができる学生数に一定の歯止めをかけざるを得なくなっている。

トロウ(1976)の高等教育参加率による「エリート・マス・ユニバーサル」段階図式の定式化以降、「大衆化」という言葉のイメージから混同されがちであるが、高等教育機会の拡大が、必ずしも社会階層（イギリスの場合、「社会階級 social class」という言葉のほうが広く用いられている）間の参加率の均等化を意味するわけではない。

日本においても、大学・短期大学への進学率はすでに56.4%、専修学校専門課程まで含めると77.6%に達しており（『学校基本調査』2009年版速報）、少なくとも男性においては中高所得層における高等教育進学率が飽和する天井効果がある程度現れ、中長期的にみれば高等教育の機会均等が進んでいるようにも見える（米澤 2008, 近藤・古田 2009）。しかし、小林(2008, 2009)などの研究蓄積にみられるように、経済・社会的な条件による進学格差の問題は厳然と存在し続けており、たとえば女性（米澤 2008）や父不在家庭などの特定の社会集団（稲葉 2008）などで著しい進学機会の格差が顕在化したり、エリート大学の代表である東京大学への進学に関しては多くが中間層以上の家庭出身者に占められることが指摘されている（佐藤 2000）。このようななか、例えば東京大学は、2008年度より学士課程の低所得者層や博士課程の大学院生や留学生に対して、授業料減免など大学独自の経済支援策を打ち出し、また、同年の経済危機においては東京工業大学など多くの大学が留学生に緊急避難的な経済支援を行なうなど、従来から主にメリットベースで奨学政策が発達してきた私立大学に加え（濱名・米澤編 2005）、国立大学においても大学独自の奨学支援策が積極的に打ち出されるようになってきている。以上のように、我が国においても、国レベルのマクロな政策のみならず、大学など、高等教育機関のレベルでの高等教育への参加拡大や公正な機会の確保への取り組みの重要性が増してきている。

イギリスは、社会階級、特に労働者階級に関する研究と政策的取り組みについての古くからの文脈を有している国であり、高等教育への参加拡大の問題において、社会階級や性差、エスニシティなどにおいて代表性の低い（under representative）社会集団が存在する事実を避け

て通ることはできない政策課題であるとの認識が広く社会に共有されている (Archer, Hutchings and Ross 2003)。

特に、階層・階級問題などについては、それぞれの国の社会・経済的文脈についての正確な理解抜きに、単純な国際比較や政策の表層的な導入を行うことは、あらゆる意味でリスクが大きく、政策意図と異なる結果を招くことにつながりかねない。本節では、あくまで政策提言につながる実践性と簡潔性を意識しながら、イギリスにおける widening participation(以下 WP) 政策の展開と実像とを、特にイギリス社会の文脈の理解に焦点をおいて検討し、その上で、日本の高等教育政策へのインプリケーションを提示したい。

具体的には、①イギリス政府による WP への取り組みの概要、②イングランド高等教育財政カウンシルの WP への取り組み、③Office for Fair Access の WP への取り組み、④Aimhigher 事業とアウトリーチ・ガイドライン、⑤各大学の WP への取り組みの概要を紹介する。その上で、これらに基づき、結論と日本への政策インプリケーションを示す。

なお、本節は、国立大学法人東京大学による文部科学省委託事業『諸外国における奨学制度と奨学金の社会的効果に関する調査研究』報告書第4章3節に収録された拙稿を、その後の政策文書と2009年9月に実施した現地調査での知見を加えて大幅に加筆・修正を行ったものである。

2. 政府による Widening Participation 政策の概要

イギリスでは、高等教育の進学機会が社会階級間で異なることが以前から社会問題として認識されており、高等教育へのアクセスについての社会運動自体は、すでに、1970年代には活発化していた。なお、これらイギリスの高等教育機会拡大政策については、1980年代以降パートタイムおよび成人学生を主なターゲットとしており、政府も大学に対して1995年に成人学生の参加拡大に向けた事業資金を与えるなどしていた。これが、1997年のデアリング報告(Dearing Report, National Committee of Inquiry into Higher Education 1997)以降、高等教育への参加と社会的出自の問題として、明確に主要な政策課題として位置づけられるに至った (Osborne & Shuttleworth 2004)。これは、第一義的には1960年代半ば以降に最も低い社会階級の高等教育参加率が拡大したにもかかわらず、より恵まれた社会グループの拡大の方が速かったため全体として進学格差が拡大したことが同報告で指摘されたためである。しかし、同報告が同時に、高等教育の一層の参加拡大に対して、従来公的負担が原則に近かったイギリスの高等教育費に対して一定の私的(受益者)負担を求めたものであることに留意する必要がある。

イギリス教育技能省は、WP 及び, fair access を、以下のように定義している(DFES 2006)。

- Widening participation (参加の拡大): 代表性が低いグループ(under-represented groups), 社会経済的地位が特に低いグループ(low socio-economic groups)出身の人々が高等教育にうまく参加することができるよう支援すること。

- **Fair access** (公正なアクセス) : 代表性が低いグループ出身の人々が最高の財政的収益を与える高等教育機関(universities および higher education colleges)や教育課程に出席する機会を増加させること。

イギリスの現行の WP 政策の直接的背景となっているのは、イギリス教育技能省が 2003 年に発表した白書『高等教育の将来 (Future of Higher Education)』である。同白書は 5 章で必要に応じた高等教育の拡大に触れ、その上で、6 章において、公正なアクセスについて論じている。

白書ではまず、高等教育の拡大が多様な背景をもつ人々の間で進んでいる一方で、低所得の家庭出身者の割合が実質的に増えていないことに触れ、高等教育への進学における社会階級間の格差が許容できないほど大きいとし、これを個人および国全体の双方における浪費であるとの認識を示している。その上で、公正なアクセスを実現するための施策として、以下を挙げている。

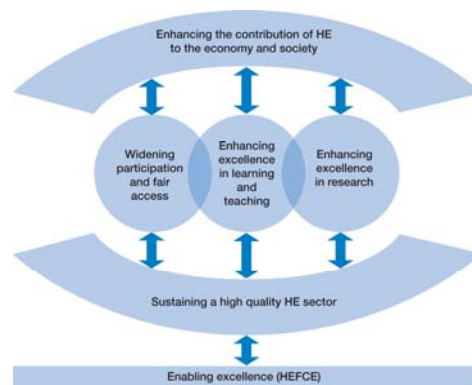
- 事前の学費徴収(up-front fee)を全ての学生に対して廃止し、低所得家庭出身の学生に対して給費奨学金を復活する。
- 各大学に対して、学生に対して課す学費水準の上昇を可能にする前に、恵まれていない学生に対してのアクセスを向上させるためのアクセス協定(access agreement : 芝田 2006 は「入学機会確保のための計画」と訳している)を作成することを要求する。
- 独立したアクセスに関する調整機関(Access Regulator)を指定し、アクセスの拡大を促進し、入学プロセスを公正で、専門性が高く、透明なものになるよう保証する。
- 中等教育までの学校と高等教育機関との間のよりよい接続を築く国の Aimhigher (国による高学歴化支援) プログラムを拡張し、若者のアスピレーションを高める。
- 高等教育機関が非伝統的な背景をもつ学生を惹きつけ、学習を継続させるために余分に必要となる費用を適切に得ることができるように、財政配分のあり方を改革する。
- 政府はすでに深刻な状況にある学生を支援するための追加資金を倍増しており、パートタイム学生への給費奨学支援パッケージを導入する。

以上のようにして、WP 政策は、政府の要請を受けた高等教育財政支援を行いつつ、基本的には各高等教育機関による努力に委ねられ、これを、2004 年高等教育法(higher education act 2004)に基づいて新しく設置された独立の調整機関 Office for Fair Access (OFFA)が監視することで、透明性を確保する仕組みが成立したのである。さらに、2009 年からは、OFFA が行う主に数量的な指標による成果のモニタリングに加え、HEFCE と OFFA が共同で行う WP の戦略を評価する Widening Participation Strategic Assessments (WPSAs)が開始された。

3. HEFCE による widening participation への取り組み

イギリスにおいて政府の政策目標を受けて高等教育への財政支援を実際に担当するのは、高等教育財政支出団体である。ここでは、イングランドの高等教育財政支援団体であるイングランド高等教育財政カウンスル(Higher Education Funding Council for England: HEFCE)による WP への取り組みをみていこう。HEFCE は、デアリング報告を受けたイギリス政府の政策により、1999 年から WP のための資金配分を行ってきた。HEFCE は現在、2006 年 3 月に発表された *HEFCE strategic plan 2006-11* という戦略計画のもとで事業を進めている。この文書において、WP は、主要な戦略目標の一つとして掲げられている。

図 8-2 HEFCE の戦略計画における主要目標



HEFCE は、WP と公正なアクセスの目的として「高等教育から便益を受けることが可能なすべての人が成功裏に参加する機会を促進し、提供すること」を掲げ、この目的を達成するための目標として、①高等教育への参加の拡大、②代表性の低いコミュニティの間の高等教育に対する新しい需要を振興し、持続させ、また、これに対応した供給がなされるよう影響を与えること、③生涯学習の機会を、これによって便益を受けることができるすべての人に対して促進すること、④高等教育機関の組織の方針と実践に、WP を組み込むことを掲げている。

その上で、主要な戦略リスクとして、①参加のターゲットに見合うために創出される入学枠の供給が、レベル、様式（フルタイムかパートタイムか）、立地などの点で学生の需要に合わない、②18－30 歳の高等教育への入学への需要が、参加目標を満たすために十分でない、③代表性が低い社会経済グループからの代表性の増加が不十分（この原因としては、借金を嫌う学生が躊躇するような高い学費、情報・アドバイス・ガイダンスなどが乏しいこと、大学などによっては WP がなおざりにされていること、大学の成長が不十分であること、大学などが新しい市場的な環境のなかで格闘しながら WP に取り組む場合が多いことが考えられる）、④職業資格と結びついた学習者の学習向上が進んでいない（この原因としては、生涯学習ネットワーク Lifelong Learning Networks が学生を獲得することに成功していないこと、職業プログラムの学習者の向上を保証する協定 progression agreement の合意や運営に失敗していること、高等

教育機関と、継続教育カレッジの協力がうまくいっていないこと、高等教育機関夜景族教育カレッジが生涯にわたり利用可能な職業機会の創出に成功していないことが考えられる）を挙げた。

その上で、WP の目標を実現するための活動として、①様々な主体との協力によるものも含めた高等教育の需要とアクセスの機会の拡大、②職業コースや生涯学習の促進による新しい機会の提供、③高等教育機関とともに、各高等教育機関の経営方針および実践に WP を埋め込むこと、をその手段としてあげている。

以上のように、HEFCE の役割としては、マクロレベルでの高等教育の機会の拡大や職業教育などの新しい教育機会の創出が掲げられている。同時に、HEFCE は、各高等教育機関がそれぞれの経営方針の中で WP に取り組み、それを監視する OFFA の活動を支援する役割を果たす。

大学には WP のための予算が直接配分され、これが各高等教育機関の WP 活動への財政的インセンティブとなる。大学は、WP についての行動計画を申請し、毎年資金配分の評価を受ける。また、HEFCE と高等教育機関とは、主に書面を通じて緊密に連絡を取り合う。なお、WP の目的は、高等教育の機会の拡大にあり、国として特定の社会グループに対して進学枠の割り当てを行うアファーマティブ・アクションではない。また、WP の資金は、大学に対して包括予算（ブロック・グラント）として配分されるので、これが必ずしも WP に用いられるとは限らない。また、WP のために配分される資金は、2009 年度の教育のための資金配分(teaching funds)の 3.1%、全運営交付金(total recurrent grant)の 2.2%を占めるに過ぎない(HEFCE 2009)。特に HEFCE 以外からの資金が大量に流れ込む研究大学の場合、大学からみた WP の資金の位置づけは全収入のなかではきわめて限定的なものとなり、大学自身の機関としてのプライオリティ付けのなかで、WP への取り組みが行われることになる。

後述の Aimhigher や WPSAs など、財政支援を行う HEFCE が直接的に WP 活動に関与するチャンネルは確保されているものの、基本的には、各高等教育機関は性格が異なり、一元的な尺度での評価を HEFCE 本体が行うことには限界がある。このことから、次節で述べる教育機会公正局（OFFA）による評価活動が重要な意味を持つことになる。

4. OFFA の概要と取り組み

教育機会公正局(Office for Fair Access: OFFA)は、先述の教育技能省の 2003 年白書の方針に基づいた 2004 年高等教育法によって設立された。OFFA の設立の目的は、2006-7 年の学費導入が WP に対して不利益となる効果を持たないように、また、各高等教育機関が代表性の低いグループの参加率が増加するように明示的な関与を行うように保証することである。

なお、先述のように、WP 自身は、学費値上げ以前からすでに数年間実施されてきた活動であり、各高等教育機関のこの活動への関与も、2006-7 年の学費の値上げと直接関係あるものではない。ただし、学費値上げを契機として、議会で大学が WP への取組をやめてしまうのではないかとの危惧が提出され、大学に WP および公正なアクセスの活動を確実に進める観点か

ら、OFFA が設置されたという経緯がある。

OFFA の WP への関わりは、以下ようになる。まず、学費を標準額を超えて設定する全ての大学は、5 年間を期限とする **access agreement** を提出しなければならない、これが OFFA のウェブサイト上に公開される。なお、事実上ほとんどの大学は標準額を超えて許容される上限の学費を設定しているため、**access agreement** を出すことになる。なお、上限の授業料を設定する場合、大学独自奨学金 (**bursary**) を大学として準備しなければならないという以外、**access agreement** の中身については、大学の裁量に完全に任されている。これは、イギリスにおいて大学は法的に独立しており、政府は、どの程度大学が大学独自給付奨学金 (**bursary**) を用意すべきかを命令する法的権限はないからである。

また、HEFCE に関しても、政府は総量としての高等教育予算を決める権限があるだけで、HEFCE がその予算配分を決めるため、WP への最終的な財政権限は、HEFCE にある。なお、予算配分のあり方については、政府は HEFCE に **Letter** の形で希望を述べることができる。なお、プログラムの費用対効果について HEFCE は財政支援団体として当初から関心を持っており、OFFA は毎年 **Access Agreement Monitoring** と題する報告書を発表し、各高等教育機関別の **access agreement** 経費額や、大学独自給付奨学金 (**bursary**) 奨学金を受給している学生数・比率や、その他の全体的な動向に関わる数値を公表している。

なお、どのくらいの学費収入を大学独自奨学金その他で還元すべきかについては、公式には規定はない旨が OFFA のウェブサイトなどに公式に示されているが、制度発足当初には Harris 卿からは、非公式(**privately**)に、複数の大学との交渉の過程で、「追加的な学費収入の 20% 程度」と述べたことがあり、実際には各大学にはこれ以上の還元を行っているとの証言を得ており、平均値としてはこれを上回る実績が示されている。

また、大学独自奨学金以外の WP の方策としては、アクセスを拡大する **outreach** (出前)活動と、修了率 (**retention**) の改善の 2 つがありうる。**Outreach** の活動の具体例としては、サマースクールや、学校使節 (**School Ambassador**) などを通じた地域の学校との連携がある。特に、高等教育への進学実績を持たないような学校との連携強化策などがとられている。進学アスピレーション向上のターゲットは、より早期にさかのぼる傾向があり、現在は小学校段階からの高等教育進学アスピレーション向上の重要性などが言われている。

なお、OFFA が大学との協力関係を構築するまでの道のりは、平坦ではなかった。芝田(2006)がすでに紹介しているように、政府は当初、大学とは直接関係のない、第三者を **Director** にしようと考えていたが、最終的には、有力大学である **Manchester** 大学学長を退いたばかりの **Martin Harris** 卿に **Director of Fair Access** への就任を請うことになった。**Harris** 卿自身へのヒアリング調査での彼の発言に基づけば、彼の就任は、OFFA が大学と政府とを結ぶバッファ的役割を果たすとのサインになっており、このため、その後の活動が円滑にいったと考えているとのことである。スタッフは、**Harris** 卿のほか、若年のスタッフ 3 名、計 4 名のみであり、若年のスタッフが様式等事務関係を担当し、内容の判断は **Harris** 卿が行っている。また、**Harris** 卿は、定期的に大臣などとも面会し、報告している。

なお、Harris 卿着任後の最初の 3 ヶ月ほどは、大学、特に有力大学に理解と協力を得るのに費やされたとのことである。彼によれば、大学からは独立性を脅かされるのではないかという危惧があり、また、右派の政治家からは、fair という言葉から social engineering 的なことを行うのではないかという誤解が当初あった。他方、経済的に困難な状況にある大学の間では、OFFA が有力大学にとって有利な働きをするのではないかという懸念が示された。これは、大学独自給付奨学金 (bursary) の実際の運用上の問題として、有力大学には独自奨学金を必要とする学生は少数で収入源は多数存在するのに対し、経済的に困難な大学では奨学金を必要とする学生が多数在籍しているにも関わらず与えることのできる資源は限られ、さらに、これらの本当に WP を支えている大学に対してメディアが注目しない傾向もあるからである。なお、非公式な発言であるが、関係者からは、OFFA が実際には状況を正当化するだけで、効果的な役割を果たしていないとの批判的な意見も訪問調査のなかで得られた。

5. Aimhigher 事業とアウトリーチ・ガイドライン

WP の活動に関しては、その実施の過程でさらに強化策が打ち出されている。その一つは、Aimhigher と呼ばれる地域での WP のための連携事業である。2004 年に開始された現行 Aimhigher 事業の前身は、2 つあり、一つが「進歩のためのパートナーシップ partnership for progression : 以下 P4P」、もう一つが「卓越への挑戦 excellence challenge」である。

P4P は、政府が掲げた 2010 年までに 18 才から 30 才までの人口の 50% が高等教育の恩恵を受けるという数値目標達成のために、2001 年に呼びかけられ、2002 年に始められた事業で、この目標達成のための高等教育機関と初中等教育機関、雇用者等との連携協力を支援する事業である (HEFCE 2002)。これに対し、Excellence Challenge は、2000 年に当時の教育労働大臣 David Blunkett が立ち上げた WP のための事業で、高等教育機関による WP 事業のグッドプラクティスに対する財政支援を行うものである (HEFCE2000)。両者は 2004 年に Aimhigher 事業として統合され、現在は、2008 年に出されたガイダンス (HEFCE 2008) に基づく 2008 年から 2011 年までのプログラム事業として、HEFCE と、ビジネス・イノベーション・スキル省 (Department for Business, Innovation and Skills (以下 BIS)) によって推進されている。

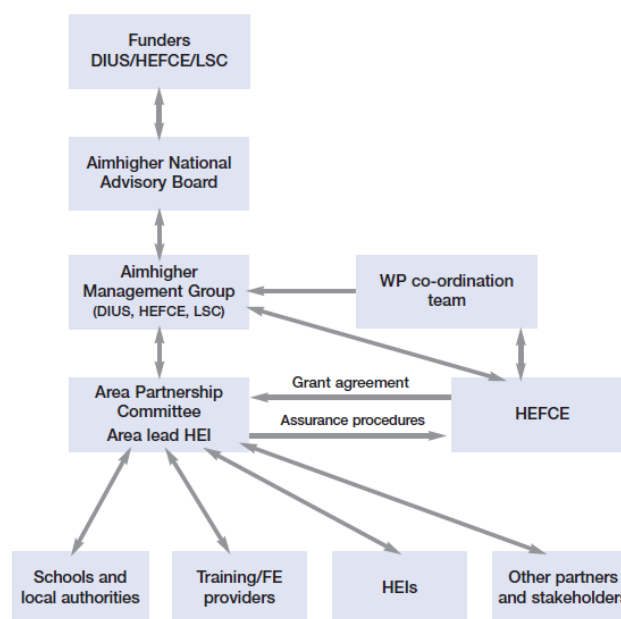
Aimhigher は、高等教育機関と初中等教育機関そのほかの地域による WP 事業であり、全英 42 の地域で進められている。支援対象となるのは、低社会経済層や、高等教育への進学が少ない地域、養護されている子供たち、身体・学習障害者であり、これを、地域の教育機関等が連携して地域パートナーシップ計画 (Area Partnership Plan) を申請、モニターおよび評価が行われる。また、ガバナンス機構図に示したように、HEFCE は政府とともにマネジメント・グループの一角をなしており、単に財政支出にとどまらず、事業に対してより直接的な関与を行うことになる。

また、WP 事業の主要なものの一つであるアウトリーチに関しては、HEFCE より、独立した詳細なガイドライン文書が出されている (HEFCE 2007)。このガイドラインは、Aimhigher 事業をより有効なものにする必要から、低社会経済層にプライオリティをおいた詳細な実践ガ

イドを示すことにあった。このなかでは、具体的な実施の手法として、地域レベルでの目標付け(Area level targeting)、学習者レベルの目標付け(learner level targeting)、目標付けの効果のモニタリング (monitoring the effectiveness of targeting procedures) という 3 段階に分けた実施および評価の手法を示している。

図 8-3 Aimhigher のガバナンス機構図

Figure 1 Aimhigher governance and management structure



さらに、政府は 2009 年 11 月に Higher Ambition と題された高等教育白書を発表した(BIS 2009)。この中で、知識社会への高等教育の貢献を唱いつつ、到達度だけではなく学生の潜在可能性を考慮した入学選抜システム、パートタイムや仕事に基盤をおくような新たな高等教育機会の創設のほか、新たな学費政策が示される 2010 年春までに、OFFA の Harris 卿に対して、WP のための新たな行動のあり方について示すように諮問している。

6. Access Agreement の実際

各大学が提出している access agreement の実際はすべて OFFA のウェブサイト上に公開されており、このことが、OFFA の役割として、各大学の適切な WP への活動の保証の他、WP の活動におけるグッド・プラクティスの普及を担っているとの主張の根拠となっている。

ここでは、公開されている access agreement の実際を、2006 年に大学に訪問し、関係者の証言を得ることができた、London School of Economics and Political Science (LSE)と、London South Bank University (LSBU)についてとりあげることにする。両大学は、ともにロンドンにある大学であるが、前者がイギリス及び世界トップレベルの社会科学系の研究大学で

あるのに対し、後者は 1992 年にポリテクニクから昇格した新大学で成人学習者やマイノリティの比率が高いなど、対照的な性格を有している。

London School of Economics and Political Science (LSE)

LSE は、本報告執筆時までに、2006 年、2008 年、2009 年の 3 回、**access agreement** を公表している。その内容は、基本的には初回の **agreement** を継承するものとなっているため、ここでは、主に初回(2006 年)の内容を概観し、その後の 2 回に示された進捗状況や変更事項等にふれることとする。

LSE は、2006 年から 2008 年までの 3 年間の学生に対する **access agreement** を OFFA のサイト上に公開し、学費を標準額以上 3,000 ポンド（以後、インフレ率に沿って上昇）を徴収すると同時に、追加的収入の 3 分の 1 を学生支援に支出することを宣言した。

LSE の Head of Recruitment and Admissions である Catherine Baldwin 氏へのヒアリングによれば、公立学校 **State school** や低所得家庭からの受け入れシェアについては、**Higher Education Statistics Agency (HESA)** のデータにより学校ごとに公表されていることから、悪い評判を得ないようなプレッシャーが各大学にかかっているという。LSE では、法学部を中心とした教員と職員によるワーキンググループを設置し、過去の年収 33,533 英ポンド以下の過去の補助対象者の数を元に年収を逆算、大学独自給付奨学金 (**bursary**) を傾斜配分する予測に基づくモデルを算定した。

LSE の財政支援に関しては、以下の 4 つに分かれている。

- 所得と自動的に連動する大学独自奨学金 **an automatic income-related Bursary Scheme** : 年間最大 2500 ポンド : **Student Loan Company(SLC)** による生活費給付奨学金 (**maintenance grant**) 有資格者に自動的に支給。総額 1,036,000 ポンド。
- 入学前任意支援 **pre-entry Discretionary Support Scheme** : 入学決定後に例外的な必要性を満たすために追加的な支援を申請できるもの。総額 35,000 ポンド。
- 課程途中での緊急支援 **in-course hardship fund** : 以前から実施していたものを大きく拡大。粗総額 25,000 ポンド。
- 家庭の学習環境劣悪者に対する学習環境改善支援 **accommodation awards**。総額 20,000 ポンド。

以上の財政支援の合計は、1,106,000 ポンドなので、実際にはこのほとんどを、**automatic bursaries** が占めることになる。また、このほかの「財政支援活動」の一環として、アルバイトの斡旋 **Job Shop** が挙げられている。

さらに、**access agreement** では、主に **outreach** にあたる活動を '**widening participation activities**' として行うとしている。また、この活動の資金源としては、大学の中核となる財源で

はなく、外部の寄付および HEFCE からの資金でまかなうとしている。具体的には、Goldman Sax などから 130-140,000 ポンドの寄付が、WP のみを使途目的として受け入れられている。さらに、これに加え、400,000 ポンドの民間からの寄付による奨学金がある。これには、同窓生で Easy Jet の創始者である Stelios Haji-Ioannou 氏が単独で 125,000 ポンド寄付したものが含まれる。

Outreach のプログラムは、代表性の低いグループからの志願者の拡大とアスピレーションの増大が目的とされ、具体的には、以下のような事業が実施されると記されている。

- **LSE Choice (新規)** : ロンドン首都圏(Greater London)の 12, 13 学年の、公立学校出身で家族に高等教育を受けた者が過去いない生徒最大 150 名に対して、LSE やそのほかのトップ大学に対しての入学を支援する。
- **Access LSE(新規)** : LSE へ応募するための Access Programme への参加を奨励する。ロンドン及びイングランド南東地域対象。
- **Student Shadowing (既存の事業を拡大)** : 12 学年の LSE への入学志願を検討している生徒に対して、LSE の学生が半日つきそい、LSE の学生生活の雰囲気を経験する。全連合王国対象。
- **HEFCE/ESF Summer School** : HEFCE と European Social Fund (ESF) が財政負担を行う 10 学年および 11 学年の Aimhigher プロジェクトで選ばれた生徒対象のサマースクール。ロンドン地区対象。
- **National Mentoring Scheme** : HEFCE が財政負担。LSE の学生が、ロンドン Tower Hamlets と Westminster 地区の 10 学年、11 学年の業績のよくない公立学校の生徒に対して指導を行い、進学を奨励するロールモデルとなる。
- **ACE Days (既存の事業の拡大)** : 9 学年、10 学年のロンドン首都圏の生徒に対して、16 歳以降の教育を受けるように LSE の学生が働きかける。
- **School visits (既存の事業を拡大)** : 前連合王国 30 の業績のよくない学校を訪問する。これは、直接 LSE への入学を勧誘することを意図したものではない。
- **Primary/transition scheme (新規)** : 6 学年の児童を LSE に招待し、早い時期に大学を経験させる。はじめに、5 校から始める。
- **Access and admissions officers (新しい展開)**。入学担当職員 (Access and Admission Officer) の数を増やし、合格決定の透明性と一貫性の向上を目指すと同時に、代表性が低いグループからの志願を増やすように努める。
- **LSE Mentoring (新規)** : 在学生が新入生の指導を行う。

LSE では、WP 活動の達成目標として、特定のグループからの志願者数が増大するか、あるいは、これらグループの生徒に対して競争が厳しくなった場合には、現在の、私立中等学校(public school など)3 割、公立中等学校 7 割という割合を維持することを目的としている。

以上のように、LSE のプログラムは、大半がロンドンを中心に展開されていること、また、HEFCE を含め外部資金を中心に資金を調達し、既存の大学の財源を温存していること、そして、それ以上に、LSE にさらに優秀な学生を獲得し、トップ大学としての立場を維持するためのマーケティング活動と不可分に結びついて展開しているところに大きな特徴がある。

なお、これ以外の LSE の課題として、入学選抜の方法に起因する構造的問題がある。すなわち、LSE の入学選抜は、A level, GCSE, personal-statement によるが、A-level, GCSE については多くが満たしており、personal statement が実際の選抜に大きな影響をもたらす。Personal statement については、ガイダンスを受けることが多い私立中等教育出身者が有利な傾向がある。個々の選抜責任者に対しては、公立中等教育、私立中等教育出身者の比率などを伝えることはしないが、そのパターンはモニターしており、問題があれば、対策を講じられるようにしている。また、職業的な中等教育などを経たものの資格である GNVQ 出身者については、例外的に優れたものについては考慮するが、その場合でも LSE 独自の選抜課程を経てもらうことになり、一般的には受け入れることはない。

また、LSE は社会科学系の大学であることからオックスフォード大学など他の総合型の研究大学に比較して授業料収入に頼る割合が高い。このため、外国人の自費学生の学費からの内部補助が存在していることは秘密にしておらず、このため、財政上の理由から、外国人自費学生や大学院の学生の受け入れを積極的に進めざるを得ない状況におかれている。

2008 年、2009 年に更新された access agreement は、それぞれ全体としては LSE が WP において着実に成果を上げているとの見解を示しており、学費収入の増加の約 3 分の 1 を投入し、そのうち 90%超が大学独自給付奨学金 (bursary) 他の学生に対する経済支援に振り分けられたとしている。また、WP 活動に関しては、年々その掲載されているプログラムが増加しており、第 11-13 学年の学生に法学のキャリアについて情報提供やガイダンスを行う Pathways to Law や、アフリカ系 (黒人)・カリブ系学生に彼らの歴史を探索したりロール・モデルを示すことで高等教育への進学意欲を促進させる会議を行う Black Achievement Conference などが追加されている。また、National Mentoring Scheme については、HEFCE の財政支援が終了し、これが LSE による財政負担に変更された上で継続されている。

また、評価としては、具体的な実績として、2009 年までに公立学校からの応募を 5%増加させるという目標が 2007 年に前倒しで実現され、さらに 2010 年までに 2007 年をベースラインとして 5%増加を目指すこと、低所得層からの入学が 2006 年時点の 14%から 2008 年 7 月時点で 18%まで増加し、2009 年 7 月時点でも 18%を維持していることなどが示されている。

同時に、LSE としては、学生への経済支援を主な活動と見なしていること、WP の活動が、基本的には代表性が低いグループからの志願率の増加をねらったものであり、必ずしも直接的に入学増に結びつけることは考慮していないこと、さらに、経済支援については情報提供の充実を図ることなどが示されている。

London South Bank University (LSBU)

LSBU は、5 年間を対象期間とした access agreement の中で、自らを「教育志向で応用研究に強く関与している」と位置づけ、南ロンドンの「貧しいものと不利なもの the poor and disadvantaged」のためにサービスを提供する「機会の大学 university of opportunity」と位置づけている。

LSBU の access agreement には、LSBU の 21,000 名の学生の過半数がエスニック・マイノリティ出身（全国値は 15%）であり、また、90%以上が入学時に 21 歳以上、また、8,382 名のフルタイムの学士課程の学生の 65%が成人学生(全国値は 27%)、96%が公立中等教育・中等後教育機関出身（全国値 88%）、44%が下半分の社会階級出身（全国値 29%）、17%が高等教育の参加率の低い地区の出身（全国値 17%）というように、まず具体的な数字で、LSBU がすでに社会的に多様な学生を受け入れている (socially inclusive) 大学であることが示されている。

LSBU も他の大部分の大学と同様に、過去の財政不足と現在の教育の運営のため、3,000 ポンドの学費を課す選択をし、追加的学費収入の 20~30%を還元している。しかし、ここでは、すでに学生層が多様であるとの前提のもとで、この還元を、補償的な意味での WP に用いるのではなく、市場における自大学の位置付けについての分析に基づいて使用するとしている。これは、LSBU がすでに WP において重大な貢献を果たしており、この割合を今後も継続して維持するとの考えに基づくものである。

LSBU のケースでは、経済的に困難な高等教育機関ほど、救うべき対象となる低所得者層が多く、それだけ奨学のための費用負担を迫られるという問題が如実に表れており、2006 年の学費値上げ前の仕組みのなかでは、71%の学生が 15,200 ポンド未満の所得の家計出身であり、授業料を全く払っていなかった。従って、これら約 4 分の 3 近い学生に対して 300 ポンドの最小限の財政支援が求められることになる。しかし、Postgraduate Certificate in Education (PGCE)の学生に対しては、Teacher Training Agency の奨学金が準備されるので、大学としてはこの 300 ポンドを準備しない。

LSBU がより独自性を出そうとしているのは、学生に対する財政支援の情報提供のあり方である。大学のウェブサイトの他、在学生と入学を考えている生徒に対して『LSBU 学生のための財政支援ガイド』という「何が利用できるか」「どう申し込むか」といったユーザー・フレンドリーを意識した財政支援の機会に関するガイドブックと、『お金は大事(money matters) : LSBU 学生のためのガイド』という財政支援のソースや財政プラン、お金の管理などの詳細なガイドブックを刊行している。この 2 つのガイドブックの刊行を担当しているのは、大学の学習支援サービス Learning Support Services のなかにおかれた個人開発アドバイス(Personal Development Advice: PDA)チームであり、このほかにこのテーマに関連するワークショップの開催を行っている。LSBU は、3,000 ポンドの学費と大学独自給付奨学金 (bursary) 導入にあたって、この充実した情報提供サービスを、オープン・キャンパスなどの機会を利用しながら積極的に活用していくとしている。

さらに、LSBU は約 12 名のスタッフによる Widening Participation Unit という全学レベル

のサービス・チームを設置し、さらに、Community Outreach Officer や、Learning Development Centre もまた、多様な outreach の活動に取り組むとしている。また、LSBU は、outreach の重点的なターゲット・グループとして、以下の 4 つのグループを挙げている。

- 文化的・社会的環境によって、自宅を離れての(residential な)高等教育や、高等教育それ自体への進学を考える可能性が低い者。
- 社会的環境のために学習到達度が十分でない 18 歳の者で、高等教育によって便益を受ける可能性がある者。
- 社会的に排除されたり、危機的な状態にあるグループ：健康上の問題を抱える者、新しくできたエスニック・マイノリティ・グループ、新しい住宅コミュニティ、片親、若いアフリカン・カリビアン、白人男性など。
- 高等教育への参加が低い地区の学校に通う才能がある(gifted and talented)生徒。

その上で、LSBU は、様々な団体やプログラムなどと協力しつつ、以下のような入学前・入学後の学習支援を行っている。

- 中等教育・中等後教育の生徒に対する学習のアクション・プラン作りやテストのための様々なイベント
- Associate Student Scheme: 多様なコミュニティのグループからの 350-500 名の生徒を対象に、大学の諸施設(図書館、コンピュータ・センター、キャリア・ガイダンス、学生カフェ・バーなど)などへ、入学前の年に自由なアクセスを認める。
- Progression Pathways and Curriculum Matching: 地域の産業、中等教育・中等後教育機関と協力して、各職業に適したカリキュラム形成に関与。300 名の中等教育・中等後教育の生徒が地域で職業的な学習到達が行えるようにする。
- 地域の中等教育・中等後教育、成人学生などが高等教育へ進学できるようにする接合プログラム。短期のサマースクールや、非ネイティブのための英語プログラム、大学の単位が取得できる学外プログラムなど。合わせて約 500 名の学生。
- 失読症や障害をもつ学生を含め、学習ニーズのアセスメントや学習支援を実施。(LSBU の障害をもつフルタイムの学士課程学生の割合は 4.7%。全国値は 2.5%、立地による修正を加えたベンチマークは 2.6%)。
- 生徒が高等教育に移行するための学習支援教材：個人のプラン作り、サバイバル・ガイドなど。
- Career Centre, Job Shop。卒業間近だけではなく、在学期間を通じて提供。地域やエスニック・マイノリティの学生に重点をおき、また、アルバイトも紹介。

LSBU では、WP 活動の達成目標として、以下の 4 つの主要な優先事項を挙げている。

- 外部コミュニティとのパートナーシップの更なる発展と拡大。
- 地域の人々が高等教育へ進学するよう推奨するイベントや活動を諸パートナーと協力して組織。
- 地域のさまざまな職業開発のための方向付けやカリキュラム強化。
- 全学でのアクセスや WP のグッド・プラクティスの普及。

その上で、学内でのさまざまな評価の部署や機会を通じた活動の監視・評価を行い、HEFCE が設定したベンチマークによる業績指標を、現在すでに上回っているように、今後も最低限満たし続けるか、できれば上回ること、'University of Opportunity'としての地位を今後も継続して保ち続けると結んでいる。

以上のように、LSBU のような事例では、すでに WP について国が求めている基準を十分に満たしており、よりユーザー・フレンドリーな情報提供など、より具体的、先進的な形で財政支援や WP を実態として行っていることが示されている。それと同時に、この状況の中で大学としての主体的なマーケティング戦略を打ち出そうとの考えも幾分現れており、WP に関してはまずは現状を維持するとの考えが明確になっている。

なお、LSBU は、2006 年に最初に出された access agreement を現在も活用しており、その後、更新を行っていない。

7. 結論と日本の高等教育への示唆

以上みてきたように、イギリスの widening participation 政策は、欧州が高等教育の全体的な参加率の拡大から、代表性の低いグループにターゲットを当てた戦略的な参加率拡大にむけて動き出したことを意味している。そして、イギリスの仕組みの大きな特徴は、この高等教育参加率の拡大への努力が、基本的には高等教育機関に委ねられ、国がそれを監視・評価し、その上で財政的なインセンティブなどを準備するという分権的なアプローチをとっていることであろう。この方法の利点としては、各大学が自らの入学者を選択するという自律性・オートノミーが担保されているということ、また、各大学がそれぞれ独自のグッド・プラクティスを行い、この経験を広く社会に公開することを通じて、WP の手法のイノベーションが促進されやすいこと、さらに、各大学が自らの志願者のマーケティング戦略の一部に織り込んで行うことを事実上意味していることから市場的な競争による高等教育の質の改善という考え方になじみやすいことであろう。

他方で、日本と同様、大学間の入学の選抜度に明らかな差があり、おそらく日本以上に伝統的な学生が集まる選抜度の高い古い大学と、成人学習者やマイノリティなど非伝統的な学生の割合がもともと高い歴史の浅い大学との違いが明確なイギリスでは、分権化されたなかでのそれぞれの大学の努力に関する情報が煩雑になり、容易に全体像がつかみにくい状況が生じやす

いことが大きな問題となるだろう。これを解決するには、イギリスではもともと存在する、たとえば男女比やマイノリティの比率などの量的な指標との組み合わせが有効である。また、これでも解決できない問題点としては、実は、選抜度が高い、恵まれていない高等教育機関ほど、救うべき対象となる低所得者層が多く、それだけ奨学のための費用負担を迫られるということであろう。

大学や高等教育機関の間で明らかに入学難易度と関連した学生の属性のあり方の違いが見られる場合、どこまでこれを参加拡大の問題として取り上げ、どのような状況を理想と考えるか自体が実は明確ではない。大学や高等教育機関の自律性やオートノミーを尊重し、市場的な競争を是とする現在の先進国に共通する考え方と、社会全体としての統合やメリトクラシーをどう保証していくか、という問題は、階級に関する根深い構造的問題を高等教育においても引きずり続けているイギリスでは、極めて政治的で、語られない部分が多く含まれている。実際、2009 年に下院イノベーション・大学・科学・技能委員会(House of Commons, Innovation, Universities, Science and Skills Committee)が発表した報告書(2009)では、一方で、WP が現実に存在・拡大する階級感の学力格差の問題を有していることから、中等教育以下の取り組みを強化すべきだとの議論や、HESA が示す代表性の低いグループからの入学者数についてこれを WP などの外部から目標設定や業績指標として用いることへの懸念などが示されている。すなわち、こうした大学の努力への WP 活動の権限委譲が、効率性を追求するニュー・パブリック・マネジメントの発想というよりは、むしろ高等教育機関のオートノミーと密接に関わる問題ととらえるべきであるとの見解が、OFFA Assistant Director の David Barret 氏へのインタビュー(2009 年 9 月)などから示されている。

日本では、吉川(2006, 2009)が主張するように、学歴が階層を規定するとの考えが強く、高等教育、さらにはどの高等教育機関にアクセスできるのかが階層形成において大きな意味を持つと考えられている。しかしながら、あるいは、それゆえに、一般的に入手できるデータとしては、高等教育進学者の属性に関する情報は極めて限られているのが現状である。現在、多くの研究が、社会・経済格差の固定化を問題としている状況において、個人情報保護に配慮しながらも、より詳細なデータを収集して正確な状況分析を行うこと、これに基づき、国、そして各高等教育機関の双方が、公正な高等教育の機会の保証に対して果たす役割について具体的な議論を行うことが今こそ求められていると考える。

最後に、Director of Fair Access の Harris 卿(2006 年インタビュー)の以下の言葉に言及したい。「イギリスの問題は、社会的に非常に不利な立場に置かれたグループが存在していることであり、それに対して、いかに働きかけるかが大きな課題である。これは、経済的な問題だけではなく、態度の問題を含んでおり、この点では日本と共通点がある。各大学の WP における活動は、必ずしも自大学について代表性が低いグループからの入学者を増やすかどうかの問題なのではなく、高等教育システム全体としての WP に貢献することが本質である。」高等教育における参加の拡大や公正の保証についてのアクター間の協力や分担関係をいかに定義するかの問題は、このテーマに限らず、現在の高等教育政策全般のあり方に対しても、大きな示唆を与

えているといえよう。

<参考文献>

Archer, L. Hutchings M. and Ross A., (2003) *Higher Education and Social Class*, Routledge Felmer.

中央教育審議会 (2005) 『我が国の高等教育の将来像 (答申)』

Ball, S. J. (2006) *Education Policy and Social Class*, Routledge.

BIS (2009) *Higher Ambitions: The future of universities in a knowledge economy*.

DFES (2003) *The Future of Higher Education*.

DFES (2006), *Widening Participation in Higher Education*.

濱名篤・米澤彰純編(2005) 『私立大学と学費・奨学金』 日本私立大学協会付置私学高等教育研究所。

HEFCE (2000) *Funding for widening participation in higher education: New proposals 2000-01 to 2003-04* (2000/50)

HEFCE (2002) *Partnerships for Progression: Call for strategic plans to release funding* (2002/49)

HEFCE (2006) *HEFCE strategic plan 2006-11*.

HEFCE (2007) *Higher education outreach: targeting disadvantaged learners* (2007/12)

HEFCE (2008) *Guidance for Aimhigher partnerships: Updated for the 2008-2011 programme* (2008/05)

HEFCE(2009) *Recurrent Grants for 2009-10: Final allocations* (2009/42).

House of Commons, Innovation, Universities, Science and Skills Committee (2009) *Students and Universities Eleventh Report of Session 2008-09*. Vol.1.

吉川徹(2006) 『学歴と格差・不平等—成熟する日本型学歴社会』 東京大学出版会。

吉川徹(2009) 『学歴分断社会』 ちくま新書

小林雅之(2008) 『進学格差 深刻化する教育費負担』 ちくま新書。

小林雅之(2009) 『大学進学の手 均等化政策の検証』 東京大学出版会。

近藤博之 (2002) 「学歴主義と階層流動性」 原純輔編 『流動化と社会格差』 ミネルヴァ書房, 59-87 頁。

近藤博之・古田和久 「教育達成の社会経済的格差：趨勢とメカニズムの分析」 『社会学評論』 59(4), 682-69 頁。

稲葉昭英(2008) 「「父のいない」子どもたちの教育達成—父早期不在者・早期死別者のライフコース—」 中井美樹・杉野勇編 『2005 年 SSM 調査シリーズ 9 ライフコース・ライフスタイルから見た社会階層』 2005 年 SSM 調査研究会 1-19 頁。

Litz, T. (2001) *Widening Participation in Post-compulsory Education*, Continuum.

London School of Economics and Political Science (2006), *The Access Agreement, 2006 To*

2008.

London School of Economics and Political Science (2006), *The Access Agreement, 2006 To 2008*.

London School of Economics and Political Science (2008), *The Access Agreement for 2008 entry*.

London School of Economics and Political Science (2009), *The Access Agreement for 2009 entry*.

London South Bank University (2006), *Access Agreement between London South Bank University and the Office for Fair Access*.

MacNay, I. ed. (2006) *Beyond Mass Higher Education*, SRHE and Open University.

Morley, L. and Lugg, R. (2009) "Mapping Meritocracy: Intersecting Gender, Poverty and Higher Education Opportunity Structures", *Higher Education Policies* 22. Pp. 37-60.

National Committee of Inquiry into Higher Education (1997) *Higher Education in the Learning Society*.

Osborne, B. and I. Shuttleworth, 2004, "Widening Access to Higher Education," *Higher Education Management and Policy*, OECD-IMHE, Vol. 16. No. 1. pp. 101-118.)

佐藤俊樹 (2004) 『不平等社会日本—さよなら総中流』 中公新書。

芝田政之「英国における授業料・奨学金制度改革と我が国の課題」国立大学財務・経営センター 大学財務経営研究第3号 (2006年8月発行) 89-112頁。

トロウ, マーチン (1976) 『高学歴社会の大学』 東京大学出版会。

米澤彰純「高等教育システムの拡大・分化と教育達成」米澤彰純編『2005年SSM調査シリーズ5 教育達成の構造』2005年SSM調査研究会 113-139頁。

1 調査日程

2009 年 9 月 20 日（日）から 27 日（日）（米澤彰純は 9 月 6 -13 日）

2 調査担当者

小林 雅之（東京大学大学総合教育研究センター教授）

藤村 正司（新潟大学教育学部教授）

水谷新（東京大学学務課企画チーム係長）

米澤彰純（東北大学高等教育開発推進センター准教授）

劉文君（東京大学大学総合教育研究センター特任研究員）

3 調査対象

ロンドン大学バークベック校（Birkbeck, University of London） Prof. Clare Callender

ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（London School of Economics, LSE） Prof. Nicholas

Barr, Catherine Baldwin, Head of Recruitment and Admissions

ビジネス・イノベーション・スキル省（Department for Business, Innovation, and Skills）学
生支援担当, Emran Mian 氏

Higher Education Policy Institute, HEPI, Bahram Bekhradnia 所長

ロンドン大学教育学部（Institute of Education, IOE, London University） Geoff Witty 学部長,
Sir David Watson, Prof. Anne Vignoles, Dr. Paul Temple（Centre for Higher Education
Studies, IOE）

グリニッジ大学（University of Greenwich） Prof. Patrick Ainley

高等教育財政審議会（Higher Education Funding Council for England, HEFCE）

教育機会公正局（Office of Fair Access, OFFA） David Barrett, Assistant Director

ロンドン・サウスバンク大学